

第五十一回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第二十九号

昭和四十一年四月一日(金曜日)

午前十時十三分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 金子 一平君

理事 山中 貞則君

理事 平林 剛君

理事 武藤 山治君

理事 岩動 道行君

理事 奥野 誠亮君

理事 小山 省二君

理事 谷川 和穂君

理事 羽田武嗣郎君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺 栄一君

理事 有馬 輝武君

理事 只松 祐治君

理事 日野 吉夫君

理事 内海 清君

出席國務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君

厚生大臣 鈴木 善幸君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤井 勝志君

大蔵事務官 岩尾 一君

(主計局次長)

大蔵事務官 塩崎 潤君

(主税局長)

大蔵事務官 佐竹 浩君

(銀行局長)

厚生技官 館林 宣夫君

(環境衛生局長)

建設事務官 竹内 藤男君

(都市局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 赤羽 桂君

(主計局法規課長)

国民金融公庫副 吉田 信邦君
總裁 門 員 抜井 光三君

四月一日

委員地崎宇三郎君及び春日一幸君辭任につき、その補欠として谷川和穂君及び内海清君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員内海清君辭任につき、その補欠として春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
都市開発資金融通特別会計法案(内閣提出第四四号)

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)

〇三池委員長 これより會議を開きます。
都市開発資金融通特別会計法案及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の一括して議題といたします。

兩案に対して、金子一平君外三十八名より、三党共同提案にかかる修正案がそれぞれ提出されております。

都市開発資金融通特別会計法案に対する修正案
都市開発資金融通特別会計法案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年度の予算から適用する。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案に對する修正案
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

〇三池委員長 この際、提出者の趣旨説明を求めます。金子一平君。

〇金子(一)委員 ただいま議題となりました兩法律案に對する修正案について、提出者を代表して修正案の趣旨を御説明いたします。

案文の朗読は、便宜省略させていただきます。御承知のように、政府原案では、兩法律の施行期日は、「昭和四十一年四月一日」から定められておりますが、これを「公布の日」からとし、なお、都市開発資金融通特別会計法につきましては、昭和四十一年度分の予算から適用することに改めようとするものであります。

施行期日をこういうふうに改めましたのは、國會の審議とにらみ合わせて必要と認めただけにほかならないからであります。

何とぞ、御審議の上、御賛成あらんことを希望いたします。

〇三池委員長 これにて兩修正案の趣旨説明は終わりました。

御質疑はありませんか。——御質疑もないようでありますので、兩案並びに兩修正案に對する質疑は、これにて終了いたします。

〇三池委員長 これより討論に入るのであります。が、兩案並びに兩修正案につきましては、討論の申し出がありませんので、これより順次採決に入ります。

まず、都市開発資金融通特別会計法案及び同案に對する修正案について、採決いたします。

まず、金子一平君外三十八名提出の修正案について、採決いたします。

本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について、採決いたします。

これを可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
本修正案は可決されました。

次に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案及び同案に對する修正案について、採決いたします。

まず、金子一平君外三十八名提出の修正案について、採決いたします。

本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について、採決いたします。

これを可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について、採決いたします。

これを可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は修正議決いたしました。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員長 国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。野口忠夫君。

○野口委員 国民金融公庫法の一部改正案について、若干質問したいと思っております。

一部修正の内容は二、三点あるわけでございますが、この際、国民金融公庫の現状について一応お伺いしたいと思っておりますので、概略でけっこうでございますから、お答え願いたい。

国民金融公庫法の改正案を通じて本委員会が審議されたのは、昭和三十七年以降なかったものと思っておりますが、いわば、国民金融公庫設立の趣旨は非常に新しい角度を持ったものであつて、昭和二十四年設立以来、庶民的な金融機関として、一般的な金融機関の恩恵を受けることのできないものを対象とする金融機関として、国庫資金を使って、それらの零細な小口事業者を対象とするという国民金融公庫の性格というものが非常に法律的一つの規制があるわけでございますが、そういうことの中で、三十七年以降この問題が国会の中で討論されておりましたから、その事業内容、資金関係、現在までの貸し出しの状況等につきまして、副総裁のほうからひとつ伺いたいと思ひます。

○吉田説明員 国民金融公庫の三十七年以後の最

近までの業務の概況を申し述べさせていただきます。国民金融公庫の貸し付け高は、普通貸し付けといたしまして昭和三十七年には千三百八十五億円、三十八年には千三百八十八億円、三十九年には千三百九十二億円、四十年には千三百九十六億円、四一年は千三百九十九億円と増加しております。

また、三月の数字がまだまとまっておりますが、大体二千四百二十一億円というふうになる見込みでございます。なお総貸し付け高といふ見込みでは、このほかに恩給担保の貸し付け等ございまして、四十一年の金額としては二千六百四十一億円の貸し付けを行なう予定でございます。そして貸し付け残高でございますが、貸し付け残高といたしましては、昭和三十七年には普通貸し付けで千四百十七億円、三十八年には千四百四十四億円、三十九年には千四百五十二億円、四十年には千四百六十一億円、四一年は千四百六十九億円と増加しております。この間、貸し付けの伸び率は大体毎年二〇％ぐらいずつ伸びておりまして、また、一件別の金額につきましても、三十七年には大体三十二万円ぐらいの平均でございましたが、四十一年におきましては四十八万円ぐらゐの平均になっております。これは一件当たりの金額が若干伸びておりますが、これはやはり経済の発展等に依りて、国民金融公庫としても少しづつ一件当たりの貸し出しの増加があるのもやむを得ないと思ひます。

それから貸し付け期間でございますが、従来の公庫の貸し付け期間につきましては、大体昭和三十六年度では二年以下の期間のものが五四％でございましたが、四十年度では四〇％というふうになり、反対に二年超の貸し付けが三六年度の四五％から四十一年は約六〇％にのびております。これはやはり貸し付けが漸次増加してまいつたといふことに相なるわけでございます。

以上のように、小企業ないし零細業者に対する貸し付けが、資金の需要も多うございまして、また政府からもそれに依りて必要な資金を供給を受けまして努力してまいつた次第でございます。

さらに、金利につきましては、昭和三十七年当時、年九分の金利でございましたが、昨年九月一

日からこれを三厘下げて八分七厘といたし、本年度、本日からさらに三厘下げて、金利は八分四厘といたしました。まあ、中小企業の方々の金利負担に資することができれば幸いであると存じております。

○野口委員 あらましの報告を受けますと、大体、年ごとにこの金融機関の増勢というふうな姿が見られるわけでございまして、その点たいへんけつこうなことだと思つてございしますが、もう少し詳しく聞いてみたいのですが、国民金融公庫に対しての申し込み数とそれに対する貸し出しの数の割合ですね。年度ごとに、件数と割合はどんなふうになっておりますか、わかりましたら、お知らせ願ひたいと思ひます。

○吉田説明員 これは私どものほうの普通貸し付けと申してゐるのが全体の九割を占めておりますが、それについての申し込み状況でございますが、昭和三十七年度におきましては、申し込み件数が五十二万四千件、金額で二千二百九十三億円とございまして、それが四十年度に入りまして、第一四半期十二万七千件、第二四半期十二万五千件、第三四半期十九万四千件というふうな数字に相なつておりますが、申し込みに対する貸し付け率といたしましては、三十七年度におきましては六〇・四％でございまして、それが三十八年度は六六・四％、三十九年度には六六・五％、四十年度には、これは四月から一月までの数字でございしますが、六九・五％というところで、申し込みに対する貸し付けの率といたしましては、三十七年度の六〇％から四十年度の約七〇％近くというふうになっております。

○野口委員 やはり貸し付けを受けることのできないものが、四十年度でだいぶ伸びましたけれども、まだ三〇％近くあるわけでございますね。もう一つお聞きしたいのですが、なかなかこれはあんなことかとは思ひますが、一応の基準をつくつておられるようでございますけれども、いわば零細な小口業者に対する貸し付けの制度であれば、その対象の範囲は相当広いものであ

らうと思ひます。この対象範囲に対して、公平にこの国民金融公庫の恩恵を与えていくという立場になりますと、対象範囲の数を、それから生まれる申し込みの数と、それに与える貸し付けと、この三つで考えていかなければならぬと思うのですが、その点おわかりでございまいしょうか。

○吉田説明員 私どもの対象といたしましては、御承知のように、小ないし零細企業ということでございまして、普通貸し付けの相手方としては、資本金は、商業、サービス業では千万円以下、その他で千五百万円以下ということにしております。従来も、商業、サービス業では十人以上、その他でも百五十人以下ということにいたしております。また、その他の売り上げ高、所得と申しては、中小の零細な企業といたしましては、主眼にしておりますが、これらの企業数が全体の事業数のどの程度になるかといふことにつきましても、ただいま手元に資料がございませんので、一応全国の事業所と申しますか、会社のみならず、個人、いわゆる商工業に限らず、そういった事業を行なつておるもの数は、一応私どもの調べでは三百九十万事業所が全国にあると想定しておりますが、そのうちで、私どもが貸し付けの対象としておると申しますか、現実にお取引を願つてゐる形の、つまりお貸しした方は、そのうちで八十二万、結局、現在では日本全国の全体の事業所数の二〇％あまり、正確に申しますと二一％でございまして、現実の貸し付けのお客相手としておるわけでございまして、この国民金融公庫が対象とする事業所が三百九十万……

○吉田説明員 いや、全事業でございまして、それは大企業も入つておるといふ意味です。このうち大企業を抜いてもそれはどの数にございませんでしうから、大体この数が対象になるという考え方でもいいわけですね。そのうちの大体二〇％までいっている、こういうことでございまして、こうした申し込みに対

する貸し付けにおいて三〇%の差があった、全業者の数の上からいくと二〇%ということになりますと、残り八〇%がまだ国民金融公庫というもののから恩恵を受けていないことになるわけでございます。非常に増勢はしているわけでございますが、こうしたような貸されなかった者たちの声というものは、やはり国民の中では、率直に言うて、国民金融公庫はもっと私たちにという声になってきていると思うのです。そのことがいろいろの意味であらわれてきていると思うのです

が、何か、やはり国民金融公庫の各支所における窓口等に対しては、私たちが非常に細かく、貸し付けておるのではなからうか、われわれはその恩典に浴し得ないというような声がまだ出る余地がこういふところにあるのだらうと思うのです。ぼくらが近くの中で聞いているところでは、そういうような声を聞くわけでございますが、やはり申し込みに残っている三〇%のもの、対象者の残りの八〇%のものというようなものが、いわば、どちらからも相手にされないというような形になることになるわけです。国民金融公庫を設置したその精神が、いわば一般金融の対象にならないというもの——三百九十万ではないと思いますが、しかし、そのうちの貸し付けられているものが二〇%であるということになりますと、最小に見積もっても、やはり五〇%、半分ぐらゐのものは、これは恩恵を受けることができないでいる層が各事業所の中にあつて、こういう経済不況の中で非常にうだつの上がらぬ中で苦しんでいるという声が私どもの耳に聞こえてくるのではないかとこのように思うわけでございますが、こういう点に関して、国民金融公庫側としては、こういう手が及ばなかったところがあるだらう——

そういうものは全然ございませんというのではなくて、あるわけですからね。業績は逐年上がつてはおりますけれども、国民金融公庫本来の精神というものを、ほんとうに金融界の中で国民全体に公平に幸福を与えていこうというふうな姿にさ

らにこれを増勢していくためには、やはりお考えがあるべきであらうと思うのですが、その辺のこ

と、地域によつて、国民金融公庫の貸し出し状況に非常に格差があるというふうな声を聞くのでございませうけれども、いまの貸し出し状況は、地域別にいいますと、実際にはどういふうぐあひになつておるものでしょうか。

○吉田説明員 さつき申し上げた数字にちよつと説明が足りなかった点がありますので、まず補足させていただきますが、先ほど約七〇%と申し上げましたのは、これは申し込み金額に対する貸し付け金額の率でございます。他方、件数と申しますか、申し込んだ方にだけ貸したかという数字につきましては、昭和三十一年度が八四%、それが四十年度に入りましては九〇・二%というふうに、九〇%をこえるようになってまいりました。そういう意味では、現実にお申し込みになつた方々に対しては極力お貸しできるようにいたしましたということと、努力を続けております。

○野口委員 非常に少ないもので多くの者に与えようとする親心のあらわれだというように思うわけですが、そうではないわけですね。実際は、申し込んだものがそのまゝ件数も九〇%、金額も九〇%、こうならなければ、いま副総裁の言うように、たいへんよくなつたというふうにはなかなかないわけですね。それを薄く延ばして、数だけ多くした。それだけの数で、金融公庫の副総裁として、非常に心のある金融行政をうまくやつたということにはいかぬように思うのですが、そういう意味では、まだまだ国民金融公庫の資金面においても、事業においても満ち足りない部面が多いわけではございませんか。

と、地域によつて、国民金融公庫の貸し出し状況に非常に格差があるというふうな声を聞くのでございませうけれども、いまの貸し出し状況は、地域別にいいますと、実際にはどういふうぐあひになつておるものでしょうか。

○吉田説明員 私どもとしては、地域別に差をつけるということがないよう、極力努力してまいります。しかし、地域によつて、先ほど申し上げた事業所数に対する率という点では若干の格差がございします。概して申しますと、大都市がわりに率が低く、地方ほど率が高いというふうな形になつております。そういう意味で申しますと、たとえば、東京では大体一五・六%くらいでございますが、北海道では、札幌は一七%ですが、帯広、釧路となりまして、三五・六%というふうな、個々の地域ということとなく、やはり金融機関が多いとか、発展性の多いところははおおむね市中銀行に依存するものが多いのでございします。私どもの立場としては、市中の金融機関から借りられないものをお貸しするという立場で努力しておりますので、そういう意味の差はついておりますが、特定の、いわゆる地域的な差別という気持ちは毛頭ございませぬし、大体、申し込みに対して同じような歩調でいくように、これは各支所とも多少独自性を持ちますので、差がないわけではございませぬが、そういう意味では、差がないように努力している次第でございます。

○野口委員 いまの、金額でいうと七〇%で、件数でいうと九〇%ということ、これはどういふことなんでしょうか。

○吉田説明員 たとえば、件数で申しますと、百人申し込んだ方のうち九十人にお貸ししたということになります。九十九人にお貸しした方につきましても、たとえば、二百万円の事業内容をいろいろ見ていくと、百五十万円程度でございしたというふうな方も多いわけでございますから、申し込んだ金額で申しますときには、そのお貸しした方の金額が減りますのみならず、貸した方の金額も幾らか減る場合があるということ、そういう数字が出たわけでございます。

○野口委員 公庫側にだいたゐる業務報告的なことを言わせておるわけですが、こういうことはあまりしたくないと思うのですけれども、実際のところ、けさ私来ましたら、業務報告的なものが私の机の上にあつておるようなぐあひです。なるほど、そんな一つ一つのことまでは必要とは思いませんが、三十七年以降、国民金融公庫というものの業績についてはここでは論議されてこなかったとすれば、法案とはあまり関係がなくとも、国民金融公庫の実情というふうなことに ついての資料は、こちらから要求しなくともお出し願つておくべきものではないかと私は思うの

です。

これは委員長のほうにもお話をしたいのです。何かこちら言わないと資料を出していただけない。たとえば、国民金融公庫の場合などは、提案理由の説明書一枚と、それから調査室のほうから提出したパンフレットくらいきりないわけですね。こういうようなことは、やはり国会の中でよくわかるような、事業内容等についてのそういう参考資料というものは、要求がなくても、親切にお出しになっていただきたいと思うのですが、お忙しい中、なかなかたいへんだと思いますけれども、こんなことを詳しく聞くことになってしまふのもそのためだというふうに御理解いただいて、今後は委員会における資料の提出は——私も他の委員会にたいへんおじゃましましたが大蔵委員会のはうは、頭のいい方ばかりおそろいのように、頭の悪いほうに比べると、非常にいけないことかもしれないが、資料が非常に足りないように思われるわけです。もっともとにも、今回のような場合の資料というふうなことに限っては、全般的な金融関係、税制関係等の問題でございまして、そういう意味での動きの方向を一応資料としてお出し願えれば、こういうことはあまりお聞きしなくともよかったと思うのです。

もう一つお聞きしますが、小口の零細事業の貸し付けというところになっているわけですから、なるべくそういう面に及ぼしていくような貸し付け状況でなければならぬと思うのですが、貸し付け金額別の数というふうなものが出ておたら、お知らせいただきたいと思うのです。

○吉田説明員 まず、先ほどお話のございました資料の点でございますが、私も不用意で、皆さまに常時お送りしてなかったことを申しわけなく存じます。これからお送りするようにいたします。

なお、ただいまお話の貸し付け金額別の構成でございますが、最近の年度である四十年の四月から二月までの数字でございますが、十万円以下が全体の六・八%、十万円から五十万円が全体の六

七%、五十万円から百万円が二・三%、それ以上が、三百万円ですが、三%ということになっております。これは件数でございます。それで、前年はどうであったかと申しますと、十万円以下が九・五%、十万円から五十万円が六・八%、五十万円から百万円が二・一%、百万円以上が〇・九%ということと、一件当たりの金額は漸次増加いたしております。しかし、まだ依然として十万円ないし五十万円というものが主流であることには変わりございません。

○野口委員 結局、あまり高額になるということ、はたしてこの精神であるかどうかなかなかめんどろだと思ふのですが、あまり少ないところにはばかり低迷してあることも問題ではあらうと思うのですが、その辺、国民金融公庫を運営するにあたってはなかなか御苦労のあるところだ、私もそう思うのです。なるべく額は多く、しかも数多くなるような、そういう配慮が望ましく。

それで、もう一つ、回収でございますけれども、公庫の性格からいえば、零細であつて一般的金融機関から借りられないものに貸せ、こういうことになっておるわけですね。しかし、貸しても、それは社会保険事業とまではいかないのですから、やはり回収可能層に貸さねばならぬということになると思ふのですが、その辺のところ、公庫の本来の目的というものがほんとうに実現していくために困難性があると思う、おのずからそういう零細事業者を相手にすれば未回収層というものが予測されるだらうと思ふのですけれども、これはどのような状況になっておるか、お伺いしたいと思ひます。

○吉田説明員 現在、総体的に申しますと、毎月の延滞というのは起りがちでございますが、しかも、最終期限がきて六カ月以上たったものにつきます。これはほんとうの延滞、滞納ということになるわけでございますけれども、総貸し付け高の、件数で〇・五%、金額で〇・一%、こういう形になっております。そういう意味では、比

較的零細な業者ははじめにやっておりますことを感謝しておる次第でございます。

○野口委員 この六カ月以上経過した滞納者は、処分をした件数ということでございませうか。

○吉田説明員 必ずしも強制処分とまではいいませんが、いろいろと催促をしたり、あるいは保証人の方なんかにもお願いして、何とか完済できないかということ、いわば、できるだけお話し合ひで処理してきておりますが、それでも困る場合、かつ、資産が相当ありのような場合には、強制処分というふうなこともございます。

○野口委員 件数で〇・五%、金額で〇・一%というのですから、一般的にいえばパーセンテージは非常に低いのだと思ひますが、それにしても、こういう未回収状態が出る、これが好況時代においてはある程度までそうしたものが出すべく納め得るかと思ふのですけれども、不況というふうなことになるにつきますと、貸し付けたわ、それが回収できなくなつていふような状態が出てくるのではないかと申すように思ふわけでございます。国民金融公庫の金を貸すという姿勢でございすけれども、生業資金のものを普通貸し付けはしてない、事業資金のものを貸し付けるといふことの意味は、日本の国民の中の零細な層の方々の施策によって引き上げていこう、そのために事業資金的に援助しよう、こういうような意味合いだと思ふわけですね。これが回収できないようではまことにどうも困るわけですから、あくまでも貸し付けて救い上げていこう、こういう性格になってくると、国民金融公庫のそういう経済面における指導的な権限といひますか、指導的な立場といひますか、事業助成的な意味からいふ経営の指導といひ、経済の波によつて、回収ができなかったり、できたりするといふことの中で、これは非常に混乱が起るだらうと思ふのですが、多く貸し付けてはいい、しかし、貸し付けてもそれが返せないような状態のところに貸し付けることではないのだ、あくまでも事業助成的な立場でこれを引

き上げていこうというふうな意味からいひますと、国民金融公庫の立場は、単なる金融業者ではなくて、国民の経済的な問題を助成し、これを救い上げていこうとするような指導的な立場といふものがはしくなつてくるのじゃないかと思ふのです。そういう意味からいひて、国民金融公庫の現在の状態からいひて、従業員の数やそうしたことまで考えた、そういう指導的な立場に対して、金融行政に携わつておるものとしての副総裁のお考えをお聞きたいと思ふのです。

○吉田説明員 ただいまの、一番問題になりました景気、不景気の波による業者の苦しさというふうなことにつきましては、この一、二年ことにそういう意味で不況期にございまして、これに対処するのいろいろ考えられるのでございまして、中には、要するに、利益のあがり方が減つてきた、したがって、いままでのお約束どおり返せないというふうな方々のうちで、いまは悪いが将来は必ずよくなりそうだとおっしゃる方については、たとえば、三年の期限でお貸しして、月賦で払つていただいて、一年払つたけれども、不況に面して非常に苦しいというふうな場合には、その三年の期限を五年に延ばして、いわば、あとの月賦額を半額にする、そうすると、その方としても払えるし、したがって延滞の形にはなりませんし、私どもとしても、そういう形にすることにしよう、その方が不況を切り抜けるのを待ちますというところとがございまして、こゝに、二年来特に力を入れてやっております。それらの点につきましては、私どもの職員、また、支所の所長とか課長とかいふ方たちもそういう気持ちをかたり持ち、また、それがその地方で大方の要望に応じられるようなものでもございまして、そういう意味では努力をしております。

○野口委員 国民金融公庫という制度が、日本の国民の恵まれない層に対してあたたかいものを持つ制度であるというふうな考え方の中で、二十四年当時の成立の状態を見ますと、これは明治以来か

らこういうことがずっと言われてきているように
すけれども、超党派的な立場でこの案には賛成さ
れて、与党からも野党からも、内容を充実せよ、
その精神を大いに生かす金融情勢をつくってい
け、こういうようなことが強く要請されながら進
んでいて、思うわけでもありません。ですから
、やはりそういう好、不況の波の中で苦しんで
いる、このことは、明らかに現在の経済の不況の
中で、多くのものが認めている構造的な不況とい
うような中で、中小企業、零細のものが救いがた
いものがあるわけでもありませんから、そういうこ
ろに国民金融公庫というようなものが大きくさ
らに前進していく、その意味では、もう少し事業
助成的な問題を含めた更生面における充実という
ようなこともお考えあって、飛躍的にやはり国民
金融公庫の事業実績というものがその精神に沿う
て拡充発展していくような方向に、これはお願い
せねばならぬじゃないか。私からいえば、非常に
大企業に対してはいろいろの恩恵を与えて、証券
会社等に対してはいろいろの融資をするとか、大企
業に対しては相当なものがあっても、零細な小口
の、国民の大多数を占めているものの倒産という
ときにこれを救ってくれるというこの道はあり
てないわけでは、この辺のところ、国民金融公
庫のあり方というものがやはりその事業助成を統
けながらやっていく、私もあなたのほうの窓口の
職員の方々に会ってみますと、非常にその点
で情熱を向けていらつしやるといふことを見るわ
けなんです。何とかひとつやってやりたいと思
うんだが、やはり返す当てのないものは帰してしま
う。何か涙ぐみそうな気持ちがある。結局、それ
の悪いのはあなたが悪いんだと私に言うわけ
です。国会に行つて、私がもう少しみんなの人に金
が貸されるほうにひとつつやもらわなければ、
この次あなたのことは出してやらぬからというよ
うなことを、あなたのほうの職員から私にお聞き
するわけです。この情熱はほんとうにそこに触れ
ているものでないといふものではないかと思
うわけです。その意味では、もう少し事業実績

の拡充ということについて、国民金融公庫という
制度が飛躍的に増大するような方向に、ひとつ副
總裁の新たな決意のもとにおやり願いたいとい
うことを、あなたのほうの職員にかわつて私申し上
げたいと思うわけなんです。

それで、ひとつこの辺で一つだけいいことを
やっていただきたいと思うわけで、貸し付け条件
の件などでございすけれども、先ほどは金利の
引き下げをおしやいました。それから、期間の
延長をおしやしました。しかし、零細小口の事
業者にとつて一番大事なことは、据え置き期間を
置いてほしいということなんです。これは事業を
やろうとして借りてくる、そうして、そこからよ
うやく芽が出ていくこうとするその月からこの返
済をしなければならぬという状態にあるのを、
六カ月ぐらいの据え置き期間を置いて、運転資
金をして数多く延べてやりたいというお気持ち、
だれにもみんな公平にやってみようというこ
とはわかるのですけれども、六カ月の据え置きを置
くことは、六カ月の運転が延びただけの話であつ
て、この問題についてはなし得ることもあろう
と考えるので、その辺の問題について、国民
金融公庫のそういう据え置き期間の問題について
伺いたい。

○吉田説明員 私どものほうの貸し付けの中で、
季節的な短期の、半年とか一年とかいうものにつ
いては据え置き期間を設けておりませんけれども、
据え置き期間につきましても、一応、設備に
ついては一年以内、運転資金については六カ月以
内というように内規で定めておりますが、従来、
以内でございすので、実際の運用といたしまし
てはやや短目になってきているのじゃないか、こ
れは資金量の関係等もございまして、設備が一年
以内といつても、大体半年ぐらいというふうな形
でもって、以内のあれでやきつ目になつてい
るの事実かと思ひますが、今後これらの点につ
いても、実態的な必要に應ずるよう努力したい
と思ひます。

十四年の十二月の国会ですか、そのときにも努力
をするといふことをお答えになられておるのだ
が、なるほど、法文上や内規上から見ますと、あ
る期間はあるのですけれども、実質的に行なわれ
ているのはそういうものではないという中で、ひ
とつこの据え置き期間の問題だけは、やはり相手
が零細小口業者である立場を考へて、これは御検
討願いたい、こういうふうに思ひわけございま
す。

○吉田説明員 支所ごと異なるということは、
一般的にはございせん。

○野口委員 全国一律にこの貸し付け基準とい
うものはそのまゝある、地域によつてこれは異なる
ことはない、こういうことでございすね。

○吉田説明員 御質問のうち、環境衛生関係は今
後どういふふうにするかといふことにつきまして
は、政府部内で行つてお打ち合わせになつてお
りまして、最終的に私どものほうにまだ具体的
指示をいただくに至つておりませんが、従来の貸
し付けの状況等につきましては、私からお答えさ
せていただきます。

○吉田説明員 御質問のうち、環境衛生関係は今
後どういふふうにするかといふことにつきまして
は、政府部内で行つてお打ち合わせになつてお
りまして、最終的に私どものほうにまだ具体的
指示をいただくに至つておりませんが、従来の貸
し付けの状況等につきましては、私からお答えさ
せていただきます。

果が現在のような数字になっておるわけでござい
ます。

○野口委員 従来までの環境衛生業者に対する国民金融公庫の貸し出しの率が伸びてきておるとい
う状態の中で、これに対する考え方を特に入れる
必要があるだろうというようなお話でございま
す。環境衛生業者関係については、厚生省のほう
はどう思っておられますか。これに対しては、国民
金融公庫にこれが来る以前において、実は前年
でございまして、環境衛生事業団とかいうような
ものを設定されて、特にこれは環境衛生のために
特段の力を入れるというふうな話が出、それが事
業団等の設置については、これはしないという方
針のもとに、結局それが、何か経過的に言いま
す、国民金融公庫の中にこれが入ってきて、一応
当初ねらってきたようなものをここで一つやった
というふうな形になっておるように思われるので
ございまして、国民金融公庫の中に特にこ
うしたものを取り入れるようになってくる過程
の中で、そうした経過あるいはそのねらい、そ
ういうものについて、厚生省関係の方の御説明を
願いたい。

○館林政府委員 環境衛生営業は、非常に国民生
活に直結したサービス営業でございまして、その
料金等は、最近の国民生活の物価上昇に非常に大
きな影響がある、同時に、国が各種の衛生法規を
つくりまして、国民に公衆衛生上の悪い影響がな
いように規制をいたしておる特殊な業態でござい
まして、これに對しましては、特別立法が行なわ
れて、それらの営業の運営の適正化を法律で規制
をいたしておる特殊の業態であるわけでございま
す。これらの業態の実態をなめてみますと、内
容的にはかなり旧態依然たる姿のものでございま
して、他の営業の多くが、近代化、合理化、協業
化というものが行なわれておる中で、これらの営
業は、中には、はなはだしい言い方をすれば、江
戸時代のなごりが残っておるというような実態が
あるわけでございまして、最近の人手不足、人件
費の上昇等がそのまま影響し、また、ときによる

と、その旧態依然たる運営のために人が集まらな
いというふうな実態があるわけでございまして。こ
れらに對して、政府といたしましては、特段の指
導措置を講じたいということで、昭和四十年
度から特別助成費を五千万円計上いたしまして、それ
によって環境衛生適正化審議会等の御意見等も聞
きながら、これらの業態の近代化を指導してま
いっておるわけでございまして。その指導の過程に
おいてこれらの業態を種々指導をし、また、組合
を通じて指導の方式を教えるというふうなこと、
また、それらの事業に對する助成を行なつてきて
おります過程において、実際にそれらの業態が近
代化をはかりたい、あるいは協業化をいたしたい
という場合にも、資金が十分出ない、また、従来
の資金の貸し付け状況では、急速に近代化をはか
らしめるといふことは容易でないという状況で
ございまして、特に長期低利の融資をこのため
にいたしたいということを考へて、ただいまお尋
ねの環境衛生営業に對する特別融資の公庫の
ようなものをつくりたいというところで計画いた
したわけであります。そのワックはおおむね二百億円
というところで、環境衛生営業関係の、環境衛生
業適正化に關する法律の対象業種に對して特別融
資をいたしたいという計画をいたしたわけでござ
います。明年度予算編成に對する政府の基本方
針で、このような新規の公社、公団のたぐいをつ
くらないという基本方針に基づきまして、新たに
はつたらないというところになったわけでござい
まして、それにかわるものとしたしまして、国民金
融公庫の中に別ワックを設けて、同じ趣旨の貸し付
けをいたしたいということになって、明年度の融
資ワックの設定を見たわけでございまして。したが
いまして、国民金融公庫の中で許される範囲で、本
来の趣旨に沿った貸し付けをいたしてまいりた
い、かように考へております。

○野口委員 あれは正式な名称は公社ですか。
○館林政府委員 初め企図いたしました名称は環
境衛生金融公庫というものををつくりたい、かよう
に思つておつたのであります。

○野口委員 それで、いまの近代化、協業化――
環境衛生業種が江戸時代的な姿が残つてい
るから、これを近代化、合理化していかう、こ
ういふ思想から発想して金融公庫をつくらうとした趣旨
は、私はわかると思うのです。しかし、国民金融
公庫本来のねらいというものは、そういう外から
近代化を促進し、合理化を促進するといふよう
な意味ではなくて、みずから立ち上がつて、みず
から近代化をし、合理化をしていこう。その考
え方がやはりいまもろもろ言われるのですが、近代
化地獄といふことが出てくるのです。一つの
町の中で、一方が近代化、合理化をしたといふこ
との中では、同じ土地にパーマネット屋さんが三
軒あった、その三軒のうちの一軒が近代化、合
理化をした場合、他の二軒は、自分のうちの業績を
りっぱなものにしていくの間に合うかどうか、
一般的なお客さんを対象とする場合は、どうして
も店の改造なり近代化なりをまた進めなければ
ならぬし、そういう意味では、近代化、合理化と
いうことの中で、あまりに自己負担に耐え得ぬよ
うなものを、金を借りて、そうして倒産して
いふようなことも、現在の中小企業の倒産の原
因になつていふのじゃないかと思ふるのであり
ます。先ほどお話の金融公庫方式といふものは、そ
ういふような意味での近代化促進のねらいがあ
つたわけですが、そういうものが国民金融公庫の中
で扱われるといふこのことでございまして、国民
金融公庫本来の精神、いわば零細なものを国の金
によって貸し付けて、みずから立ち上がつて自
分の業績をりっぱなものにしていかう、こ
ういふ経済助成的な意味における金融公庫の金融の貸し
出しといふものと、基本的にも性格が違つて
いるように思われるわけですが、これを国民
金融公庫の中へ入れることによって、国民金融
公庫本来の考え方というものが、一つは若干高
額であつて、そしてもう一つは若干期間が長いとい
うことであつて、そういう特別ワックをつくる
ことが、はたしてこれでけつこうなんですか、
どうですか、大蔵省のほうからひとつ……。

○佐竹政府委員 確かに先生御指摘のような問題
点があるかと思ひます。ただ、これは、先ほど
国民金融公庫の副總裁から申し上げましたよう
に、実は三十五年ころから環境衛生関係の業種に
對しまして国民金融公庫の貸し出しがかなり出
ております。その間の事情を見ますと、やはりか
なり零細な企業者が多いようございまして、ど
ちらかといふと、国民公庫のいわば融資対象とし
てなじみやすいといふようなものがあつたがゆ
えに、そういうかなりの実績が出ておるのじやな
いと思ふのです。もちろん御指摘のように、実は
国民金融公庫だけじゃございせん。環境衛生関
係に對する融資が中小企業金融公庫からも出
ておりますし、商工中金からもあるわけでござ
います。現に、三十九年度の実績で見ますと、中小企
業金融公庫からは大体四十六億円程度のも
のが出ておりますし、商工中金で見ましても九十四億
円、約百億円近い実績が実はございまして。した
がつて、今後、そういうたや規模の大きいもの
については、当然中小企業金融公庫へ借り入れの
申し込みをしまししょうし、中小企業金融
公庫といへども、これに對する融資といふものを
拒否するものでももちろんない。従来どおり融資
をしてまいりたいと思ひます。それから、商工中金も
やはり環境衛生に對して、従来に引き続いて融資
をしてまいりたいと思ひます。ただ、ここで特に国民
金融公庫の中でこれを取り上げたというゆえん
のものは、先ほど環境衛生局長からもお話がござ
いましたけれども、いわゆる指定十八業種でござ
います。そういうたやものについての近代化
促進、これは従来とも当然近代化の投資といふこ
とが主体であつた。ただ、そこを今度は、やや厚
生省が計画的に実態など把握しながらできるだけ
推進していこう、こいう趣旨かと思ひます。そ
れで、従来とも実績がございましてけれども、現
に四十年年度などは、いま副總裁のお話のように、
一月までとつても百四十六億円の実績がございま
す。三月末で締めれば、おそらくは二百億円
近いものが四十年年度におきましては出ることにな

るのではないかと、思うのでございますけれども、
そういうようなことで、現に非常になじんでおり
ますし、四十一年度においては、いわゆる法律に
定められたところの指定設備と申しますか、特に
今度はいろいろな設備の中から厚生大臣がこうい
うものという設備を指定なさるようでございます
す。そういう指定された設備についての融資ワ
ク、それは二百億円というものを別ワクとしてひ
とまず確保しようじゃないか。じゃ、指定され
なかつた以外の設備というものもあるだろう、そ
ういうものは一体どうするか、こういうことでご
ざいます。これにつきましては、環境衛生関係の
融資はその指定設備のものに限るのだというよう
なことは国民金融公庫としては考えていないわけ
でございます。特に指定設備については二百億
円のいわゆる別ワクなるもので力を入れるという
ことでございまして、その他のもので融資の申し
込みがあれば、これはやはり受付けたいと思つて
、従来扱ってきたと同じような気持ちで見えてま
いるということにならうかと思つてございま
す。国民金融公庫というものに、何と申します
か、特にひさしを借りたといひますか、屋根の下
に入ってきたといふことについては、いろいろ御
批判もあるかと思つてございまして、けれども、
結局、要約いたしますと、やはり零細なものが非
常に多い、したがって、どこへ持っていくかとい
うと、国民金融公庫がどうも一番なじみやすいの
じゃないか、そういうことでございます。

○武蔵委員 関連。

いまの説明を聞いておると、これはいろいろ調
べなければ、ちよつとこの法案は採決に応じられ
ないような問題がたくさん出てきたような気がす
るのです。そこで、ちよつとお尋ねしますが、一
つは、業務方法書の新しく追加すべきものはす
でにできておるか。できておるとしたら、業
務方法書の変更の内容をひとつ明らかにしてもら
いたい。

○吉田説明員 業務方法書につきましては、従来
からもそうでございますが、大蔵省に設置された

国民金融審議会の議を経て大蔵省で御認可になる
というふうな形をとっております。去る三月二十
五日にその審議会に付議されまして、業務方法書
の変更をいたしましたわけでございまして、変更のおも
な点は、一般的な金利として年八分七厘を八分四
厘に下げたということが第一でございます。それ
から、ただいまの環境関係の問題等もあわせまし
て、貸し付け限度について若干の変更をいたしま
した。原則は三百万円以内とするというところは従
来どおりでございますが、例外的に従来は異例の
災害その他といふことになっておりましたが、今
回はもう少し例外をゆるめまして、災害の復旧そ
の他特別の事由のあるものについては別に定める
というふうな業務方法書を変更いたしました。例
外の場合も大体最高六百万円という限度にいたし
たいといふふうに考えておる次第でございます。
それからあとは、直接これとは関係ございませ
んが、代理所の手数料のきめ方を簡素化するとい
うような変更をいたしております。

○武蔵委員

いまの業務方法書では、第一条のた
だし書きの場合は、原則として五年以内とする
ただし、必要と認めるときはこれを越えることが
できる。今回の七年と十年ものの超長期のもの
があるわけですね。こういう長期金融を国民金融
公庫がやるべき筋合いのものではない。大体長期
貸し付けと短期のものというの、国民金融公庫
と中小企業金融公庫で分野が分かれておるわけな
んです。比較的長期のもので設備のものは中小企
業金融公庫で受け持っていて、こういうふうに設
立の性格が国民金融公庫と違ふのです。いま佐
竹さんは、なじみがあるから、百四十六億円も実
績融資があるからこれは国民金融公庫で取り扱う
のが一番便宜だろうという気持ちからこれに入れ
たと云うけれども、貸し付けの年限からいくと、
普通の場合ほとんど二十二年、二十四年、こ
の程度でもって国民金融公庫は流動資金の場合に
使っている。今度の場合は七年、十年ものがある
わけですね。まことにこれは超長期ですよ。こう
いうようなものを短期金融であるべき国民金融公

庫が受け持っていく、こういう点からいくと、こ
れは国民金融公庫の性格を大きく転換する大改正
だと私は思うのです。国民金融公庫法第一条の精
神から見ても「国民金融公庫は、庶民金融及び恩
給金庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機
関から資金の融通を受けることを困難とする国民
大衆」こういう者に対して金を貸すというのが、
国民金融公庫の精神であると、一条にびしゃっと
書いてある。それを六百万円に引き上げて、五
年、七年、十年ものの長期の貸し付けをするとい
うことは、どう考えてみても、国民金融公庫法の精
神に反すると思つて、ただ単に業務方法書だけ
を変えれば、第一条の精神をひん曲げていいな
どという解釈は、私はどうも今度の場合には無理
があるような気がするのです。そういう点、国民
金融公庫の副総裁としていかがですか。この長期
のものは中小企業金融公庫で引き受けてもらうの
が筋じゃないのですか。

○吉田説明員

ただいまの御質問でございますが
が、私どものほうは従来短期の金融ということ
は考えておりません。従来とも、第一条に「必
要な事業資金の供給」というたてまえからします
と、やはり設備投資の資金を貸与するというのが
原則だと存じます。ただ、最近のようになつてま
いりますと、設備資金よりも運転資金のほうが増
加率が高くなつておりますが、これはいわば景気
の関係かと思ひますが、一応、現在といたしまし
ても、運転資金については五年以内、設備資金に
ついては七年以内といふふうな内規で運営をいた
してございまして、これも以内でございまして、
運転資金は二、三年のものが多く、設備資金
でも四、五年のものが多く、この実情でござ
います。私どもの性格としては、中期ないし長期
の金融といつても、大体中期が中心だとは存じま
すが、いまの十年といふのは、実際問題として
は、全く例外的と申しますか、特殊な場合に限ら
れると考へてございまして、そういう意味では必ず
しも非常に私どもの体質が変わるというふうには
考へておりません。

なお、従来の一般的な行き方としては、まづ
んなく、そしてあらゆる業種に差別なく融資する
のが私どものほうの本来の行き方でございます
が、従来も、たとえば、労働災害防止施設に対
する金融といったような、特殊な政府の施策を受け
て、それに対して特別な貸し出しをするというこ
ともやつてまいりました。また、一般の災害の際
ももちろんでございますが、そういうような意味
では、労働災害防止と並んで環境衛生整備とい
うようなことも政府の御要望に応じてすることは、
本来の性質を曲げることになるとは言えないの
じゃないかと思つております。

○武蔵委員

そうすると、業務方法書の別表に掲
げられてある業種に今度の十八業種を新たに追加
する、あるいは追加しない、これが一つ、これは
かなり長期に変更することができるとなつてい
る。この中に十八業種を追加するかどうか。そ
れから、追加しないとした場合、別表にある業種
は全部最高限度六百万円までにして、別表に掲
げられていない、別表に掲げられていないもの
については、全部七年、十年ものも認める
か。その点を明らかにしてください。

○吉田説明員

いまの別表でございまして、これ
は昨年別表をやめまして、あらゆる業種に差別な
く行き得るというふうにいたしました。そういう
意味では、別表の追加という問題は起こらない
し、またその必要もないと思ひます。

それから第二点の、ほかの業種についても同様
な例外措置を適用するかどうかという点につきま
しては、同様な意味においてなし得るというふう
に私どもは考へております。ただ、これはあくま
でも例外的なものでございまして、その限りに
おいては、一般的ではなくて、特別にそうしなけ
ればその事業がうまくいかないというふうな特殊
の理由のある場合に限定をしまつてまいりたいと思
ひます。

○野口委員

武蔵委員からも質問があつたわけで
ございまして、国民金融公庫の性格というものは、
巨額の、あまりに長く期間のかかる資金の貸

し付けというふうなものではなくて、零細、小口なものに対する事業助成資金としての意味であるとすれば、ここで、先ほど環境衛生金融公庫の中で考えられたような性格のものが入ってくることは、金融公庫の性格上問題が一つ残る。また、いま長期的、短期的という問題がございましたが、これを扱っていく国民金融公庫の今後のあり方としても、取り扱い上他の業種との関係等もあって、国民金融公庫の性格が非常に曲がっていくおそれがあるから、その点では、これはひとつ慎重に検討しなければならぬのじゃないかというふうに思うわけでございます。

時間もありませんから、最後にもう一つの点は、監事制度強化の改正があるわけでございますが、手元に行政監察委員会の報告書を持っておるわけであります。この報告書を読んでもみますと、国民金融公庫についての事業調査報告書としては、監事制度に対してはまことにうまくないというふうな感じがするわけなんです。報告書によると、「監事の監督目的、範囲、監査の方法及び監査結果の処理等に関する主務大臣の示達がなばかりでなく、「監事監督要領」に類するものも作成されていらないため、監査結果の報告書も作成されていなければならず、監査に関する記録、文書等も一切保存されていらない。」というわけで、調査をするのに非常に困ったというふうな報告があるわけなんです。こういうふうなものが三十七年に出されたわけですが、法改正の時期にということまで延びてきたということでありまして、今回は監事制度を強化する、こういうわけでありまして、ともすると、公社、公団、事業団等、そういうところが、仕事をやるほうばかり一生懸命であって、その仕事についてのあと始末とか、これを点検するとかいう仕事は、どうも日本の状態の中では少ないがために国民に対していろいろの疑惑等も与えておるのではありませんか、日本の行政機関の中で監事制度を強化するということについては、特段の意を用いられておるというふうな思いをいたします。ことに、国民

金融公庫は、新設あるいはあちこちの災害等におきましても特段の御協力があつて、多くの国民から感謝されているような話も聞いているわけでありまして、国民金融公庫が間違いなく国民、庶民のために発展していくような方向にその実績の拡充をお願いし、いよいよその精神を曲げるような方向に持っていくかというふうなお願いして、本日は、私の質問を終わりたいと思います。

○三池委員長 小林進君。

○小林委員 私は、この国民金融公庫法の改正の問題については、前々日から政府側の出席を要求いたしておきました。大蔵大臣です。厚生大臣です。国民金融公庫の総裁です。にもかかわらず、一人もいないじゃありませんか。私はそんなことで質問するわけにいきません。そろえてくださつたら、あらためて私は質問いたします。そういう人をばかにした——どうぞひとつ答弁者をそろえたら呼びにきてください。

○三池委員長 午後一時十分より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後一時二十四分開議

○三池委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 両大臣いらっしやるところで率直に聞きたいのですけれども、今度理事が一人ふえるわけですね。何か巷間伝うところによりまして、厚生省からえらい人がおいでになるといふこととどそです。これは国民金融公庫のみならず、ほかの公団、公庫におきましても、セクションがきまると必ず人事が内定しておる。こういうことは、公庫、公団における長年キャリアのある人たちがやるのは職員を阻害することはないのだしいと思うのであります。私が承知するところによりまして、国民金融公庫の総裁は大蔵省、副総裁は大蔵省、理事が六人の中で通産省が一人、

大蔵省が二人、それからキャリアのある人が三人、つまり、総裁、副総裁以下八人おつて、長年働いて能力のある人が常に少数である。こういうことはよくないことだと思ふ。環境衛生関係十八業種の金融の仕事が、厚生省の人でなければ貸し付けができないという特殊な理由があるのかどうか、その点を伺いたいのです。どうしてこう一生懸命に働いておる下の人たちの栄進の道をとたんにふさぐとするのか。私は、長年働いておる人が、ところてん式というのには語弊があるけれども、順次責任ある地位について、そして公庫の運営発展をはかるということをするべきなのが常道ではないか。どうその点をお考えなのか、伺いたい。

○福田(赴)国務大臣 横山委員も御承知のように、今国理事を増員いたしますのは、国民金融公庫において環境衛生融資をやる、こういうためのものであります。そういう意味合いにおいて、この趣旨を実現する上において最も適当な方が選ばれるべきことは当然のことでありまして、御説のとおりであります。そういう角度から選定をいたすということでございますが、何ぶんまだ国会で御審議中でもありますので、具体的な人事につきましては、厚生大臣からも御相談を受けておりません。

○横山委員 大臣のおっしゃる環境衛生のいわゆる十八業種にだけ特別の措置を計らうということについては、私は意見が違ひます。しかし、かりにそうだとすると、その十八業種の設備投資についてやるにしても、どうしてその仕事は国民金融公庫のキャリアのある人たちではできないのであるか。あなたは人事はまだきまてないのだと言ふけれども、これは公然たる秘密です。みんな知っている。人事までも内定している。もうお隣の大臣はよく御存じのはずです。そういうことをするから、公団、公庫というものは、常に天下りで、官僚の古手が出てきて官僚の運営が行なわれておる。長年働いてきたキャリアのある人間たちが、常に上がつかえれば下までずつとつかえ

て、清新はつらつたる運営ができないといわれる。だから私は、この種の人たちの人材登用の道を開くべきであつて、天下りにについては差し控えるべきである、こういう考えであります。もし大蔵大臣が人間がきまてないと言ふならば、私の主張する方針に御賛成をくださるわけですか。

○福田(赴)国務大臣 御趣旨はそれとおりであります。これは環境衛生金融が円滑にいくというために最善の人事を行なうべきだ、こういうふうな考えです。ただ、その具体的な問題になりますと、まだ国会でも御審議中の段階ですから、具体的に私も考えておりませんし、まだ厚生大臣から御意見を承つておらぬ、こういうわけなんです。これはだれが一番いいかという、ただいま申し上げましたように、環境衛生金融を強化する、こういううたてまえたんですから、そういううたてまえた最善の人事を行なう、こういうふうな考えです。

○横山委員 副総裁にむづかしい質問をいたしましたけれども、これらの十八業種の融資について、現役人では融資の事務について差しつかえがあらますか。

○吉田説明員 これらの業種に対して、ことに今回は特定施設というふうな意味で、一般的な融資だけじゃなくて、特定の近代化その他のための融資をしよというわけでございまして、融資そのもののにつきましても、私どものほうでも十分やうな特殊な施設等の問題もございまして、できれば、万全を期する意味においては、そういう環境衛生関係の各業種、そして、しかもその近代化というふうなことに造詣の深い方にお手助けいただいたほうが万全を期し得るゆえんであると思ひます。

○横山委員 情けない話をあなたはおっしゃる。あなたもおそらく内定をされているらしいという話を聞いていらっしやるからそうおっしゃるのかも知れない。しかし、いまあなたが言つたことを全国の公庫職員が聞いたら、何と思ふと思ひます。

か。カフェー、バー、料理屋、待合、喫茶店、食肉販売、美容、理容、興行場経営、ホテル、簡易宿泊所、各種浴場、クリーニング、これらの業種はいま貸しているのでしょうか。設備資金、運転資金も貸しているのでしょうか。何が差しつかえるのか。何がわからないのか。それじゃ、これらをやっていることについて、欠けた点がいま業務運営上あるのですか。環境衛生関係に貸している金で、貸し方についてわからぬ点があるのですか。こういう設備投資をするについてむずかしい貸し方があるのですか。あなたはもつと責任と勇気を持って、全国の職員のために、政府からお話があればともかく、自分たちでこの業種についての融資にむずかしいとか間違ひとか、困るとか、そういうことはいまありませんと、たんかを切るべき立場じゃありませんか。

○吉田説明員 私の申し上げましたのは、そういうような意味での特殊施設、ことに政府が力を入れて近代化に進もうという積極的な目的を持ったそういう施設という立場から見ると、そういうことに熟知された方のお手助けを得ることのほうが、より完全になり得るという意味で——全然できないかと言われれば、私どもとしても、もちろんでせうかと思われれば、しかし、より完全にする意味では、そういう方のお助けを受けたほうがよからうというふうに考えておる次第でございます。

○横山委員 大蔵大臣に、もう一回意見を含めて言いたいのですが、公庫、公庫の天下り人事は社会の批判的になっているわけですが。そうして、役所におったときよりも相当給料が上がって、役所におったときよりも自由奔放な仕事ができる、端的に言えば、そう言えるわけですが。だから、こういうような場合においては、まず現役の中から登用をして、そしてうつつする公庫、公庫の人事の刷新をはかることが、何はともあれ私は大事だと思ふのです。現状は別として、この私の主張に御賛成くださいませんか。

○福田(赴)国務大臣 原則論としては、私はそれは賛成します。現にここにおられる副総裁の選任

のときも、国民金融公庫部内から選任するというところで、いふん考えてみたのです。結局、結論としては吉田君が選任されるということになったのですが、常にそういうことは考えておるわけですが、御趣旨の点につきましては、私は別に何の異存もありません。

○横山委員 厚生大臣にお伺いするのですが、あなたが今回この環境衛生業種の十八業種に対して非常に理解ある態度をとられた、努力をされたことについては、私も中小企業政策を担当する者として感謝しておる一人です。ただ、あなたが所管大臣として——端的に言いますからお許しを願いたいのですが、所管の環境衛生業種のみ限定をされたことについて、大臣としてどうお考えであらうかとかねがね私は考えておる。もしもこれらの十八業種が該当するものならば、その業種とすぐ隣接する八百屋さんあるいはうどん屋さん、とうふ屋さんは何でいかにぬのだらう、これは当然の議論展開です。この環境衛生関係法の該当業種ではないけれども、本来環境衛生上注意すべき業種は他にもあるはずだ。大臣として、自分の所管の業種だけでなく、この際ほかの業種に対しても恩恵を与えるべきが当然ではないかと私は考えるのですが、立案の際にどういうお考えで、どうしてこうなりましたか。

○鈴木国務大臣 横山さんも御承知のとおり、環境衛生営業に従事しております業者並びに従業員は約千四百万人に及んでおります。このうち、従業員四人以下を使っております零細な環境衛生企業が七〇%から八〇%を占めておる。しかも、この環境衛生営業が近年公共料金の問題とともにサビ料金の上昇を相当来たしておる。これは国民生活に非常に密着した仕事であり、生産性の向上を、いまのままではどうしても期し得ない。賃金等も相当上がってきております。非常に経営が苦しくなっております。そこで、私も厚生省の環境衛生行政をいたしまして、どうしても近代化と協業化を大いに促進をしなければいかぬ、こう考えておるのでありますが、これにはただ行政の面だけでは

なしに、やはり近代化、協業化に必要な金融面を十分考え、行政と金融がはもとより一体の形で進められて、国民生活に密接な関係のある環境衛生営業の近代化なり協業化が促進できる、また、関係業界の要望も非常に強いのでございます。私は、この立ちおくれおる環境衛生営業、特に国民生活に非常に大きな影響を持つこの仕事を早く近代化、協業化をはかってやる必要がある、かように考えまして、環境衛生金融公庫の創設を実は構想いたしましたのであります。しかし、いろいろ政府部内で検討もいたし、また予算編成方針におきまして、昭和四十一年度においては公庫、公団は一切つくりたくない、こういう基本的な方針もきまりました。そして、今回国民金融公庫の中に特別な措置を講ずることによって、この環境衛生営業の近代化、協業化の対策を進める、こういうことに相なった次第でございます。

○横山委員 私の質問に答えていらっしゃらないようですが、小林委員が参りましたから、またあとにいたします。

○三池委員長 小林進君。

小林委員に申し上げますが、出席御要求の大蔵、厚生両大臣はただいま出席しておられます。石田国民金融公庫総裁は病気のため出席できないとのことで、吉田副総裁が代理として出席しておりますので、御了承をお願いいたします。

○小林委員 御病氣とあれば、これはしかたがありません。どうぞ総裁には全快されるまでごゆっくりお休みいただきますことをお願いいたします。ただ、大蔵大臣や厚生大臣は、どうかそういう御連絡を密にされまして、すべからず、要求があったときには、少なくとも二十分かつ三十分くらい前にちゃんと来て待っているというくらい心がけを持っていただきますならば、この委員会の議事はなめらかに進行するであらうことを十分御勘案をいただきたいと思います。余分なことをしやべっていると時間がありませんから、すぐ本論に入りまして、ひとつ申し上げます。

たが、厚生大臣にお伺いいたしますことは、今後の予算折衝の過程において、厚生省は環境衛生金融公庫法案というものを準備をせられておりまして、これによりまするといふと、内容は、政府出資三十億円を予定せられておりまして、そしてこれを設立せられて、百二十万の業者のため、ひとつ低利の融資をはかりたい、こういう案をお立てになつていた。ところが、途中で変更せられて、国民金融公庫の中に公庫を一つ設けるような、どうもおかしな形にされたのであります。が、一体この経緯はどうなつておるのか。まず第一には、そのおつくりになりました法案の、厚生省で準備をされました資料をひとつ提出をしていただきたい。同時にまた、あれくらい世論の支持を受けながら堂々と旗を上げられたその厚生省の大きな方針を、大蔵大臣の一喝であつたのかどうか知りませんけれども、へなへなと腰を折つて、そしてよそのうちに宿を借りるような、どうしてこんなぶざまな收拾をされたのか、その間の経緯もあわせてお伺いしたい。何しろ時間が迫られておりますので、文章で書いて、納得できるようにお願いをいたしたい。その資料もお出しをいただきたいと思うのでございます。資料が気に入らなければまたやります。

大臣にお伺いしたいことは、この立ち消えになった理由までは資料で出してくださいますが、来年度は、この設置の問題は、こういうような変則的な形でなしに、やはり独立の、環境衛生業者のための公庫を設立するという、そういう基本の方針をお持ちになつておるのかどうか、もはやそれは目的達せずして、へなへなと腰を折つたままにしておくとおっしゃるのかどうか、これを一つ伺いたい。

○鈴木国務大臣 小林さんからお尋ねがありました点につきましては、今回の国民金融公庫法の改正によりまして、公庫はじめ、私どもも運用に当たって最善の努力をいたしまして、十分成果を取つたものと期待をいたし、努力をいたしたいと考えております。それが結果を見た上で、どうしても所

期の目的を達成できない、こういうことでありますれば、またあらためて考えたいと私は思っています。

○小林委員 それでは、いまのところは、来年はお出しにならない、現在の制度をもってその結果を見ていこう、こういうお考えですね。——わかりました。私は了解したわけではございませんが、大臣のお考えはそれでよかったわけですか。

そこで、次にお伺いいたしますけれども、こういう環境衛生業者に対するいままでの国民金融公庫からの貸し付けは全然ございませんでしたか。従来の国民金融公庫内における環境衛生業者に対する貸し付けの状況はいかんです。

○佐竹政府委員 お答え申し上げます。

環境衛生関係で、今回は十八業種ということをおしえておりますが、これは、従来、国民金融公庫の統計上は実は十四業種についてでございます。さしたる差はなからうかと思いますが、一応その資料に基づいて申し上げます。

十四業種に対する融資の実績は、昭和三十五年度におきまして六十四億円、三十六年度七十億円、三十七年度八十八億円、三十八年度百九億円、三十九年度に至りまして百四十六億円、四十年度は、一月までの実績でございますが、約百六十億円、以上のとおりでございます。

○小林委員 いまもお話のありましたとおり、従来もお貸し付けになっておった。あなた方からいただいた「国民金融公庫の現状」という四十二年二月末現在の月報に基づいても、サービス業——もちろん環境衛生関係だけではございませんけれども、サービス業に、四十年の四月から今年の二月に至るまでは、金額において九・五%、件数において一割強というものを貸し付けていられるわけでございます。こういう実績の中にあつて、今度この国民金融公庫の中に別ワクを設けられるわけでありまして、この、これから設けられる別ワクと従来の貸し付けの中には、利率、期限その他において格差が生ずるわけだ。その点はどうなりますか。

○佐竹政府委員 金利につきましては、別して特別扱いをいたす気はございません。一般の基準金利並みでございます。

○小林委員 期限はどうですか。

○佐竹政府委員 期限につきましては、これは実際にやってみませんと、運用上どういう結果が出るかわかりませんが、一応たてまえたというしましては、国民金融公庫において、従来、設備融資については七年、運転資金については五年以内というところでやっておりますが、これについて、特に今回の十八業種の指定設備に限りまして、また、そのうちの特定の部分を厚生大臣が選ばれるわけですが、特に厚生大臣が選ばれる部分につきましては、融資償還期限を若干延長して、十年まではやれるようにしようじゃないかとということで厚生省と話し合ったわけでございます。

○小林委員 その意味において、きょうも午前中に武蔵委員が質問をいたしておりましたけれども、従来もこの国民金融公庫の中から環境衛生業者のために貸していただいたの、一体、なぜか新しく貸せるような形でこういうものをつけ加えておく必要があるのか。先ほども申しましたように、厚生省のように、環境衛生業者のために、国民金融公庫でなし得ない特殊なもの、あるいは利率の点とか、長期の期間の点とか、あるいはまた条件を緩和するとかいう特殊なものをねらっているからいいけれども、国民金融公庫のワクの中で貸せるというならば、こんなことは、法改正をせよ、とぶだんだんごをつけたりしなくても、従来どおりやっているとだから、そのままでいいのではないかと考えることが点かでございますか。

○佐竹政府委員 御指摘の点、確かにごもっともな点もあるわけでございます。ただ、これは、従来とちがひ融資実績はございまして、特にお貸ししましたが、今回厚生省におかれましては、特に近代化、合理化を進めたい特別な施設、設備を指定いたしましてそれを促進するということは、つまり、従来になかった政策がここに打ち出されてくるわけですね。その政策を行なうべく二百億円というものを別ワクで用意したそう、ここに一つ特色がございまして。

○小林委員 全く、あなたの言われることは、政策的な、国民や環境衛生業者や何かに対するごまかしだ。言いかえれば、これは各省大臣の政治的折衝で生まれた変則的な形なんだ。もっと具体的に言えば、厚生大臣が大蔵大臣にあつたこととごまかされたというだけの話です。私もそれはそう考えざるを得ない。なぜならば、いままでやっておりますと同じことをやるのだ。ただ、同じことをやっておるという中で二百億円だけ特別のワクを設けました。そんなワクなんというものは、二千億円の特別のワクを設けたというものは、何も珍しくないことじゃないですか。そんなことはことばの上のいたずらである。ただ、そこで私は言うのだけれど、実績的に示すという、われわれは、借りる側のほうからいえば、いままでの環境衛生業者というものは非常に零細性が強かった。だから、なかなか一般の金融機関から借りる上で制約が大き過ぎたし、国民金融公庫からも——ほんとうは一般の金融公庫からも締め出されたか弱いものを助けるのが国民金融公庫の役割であるけれども、まだその環境衛生団体には国民金融公庫の門戸を広く開放するに至っていないのだ。その点をひとつ政治的に認めて、行政的処置で借りやすくしてやろうという、私はそれだけの違いじゃないかと思う。これは国民金融公庫の総裁以下、あるいは大蔵省の銀行局長、その人々が行政通達とか何かに基づいて、いままでは零細なふる屋や床屋さんのほうには金を貸せる門戸を開放していなかったけれども、これからは二百億円の資金を増して三倍の六百億円ですか、まあどの範囲か知りませんが、それ以上はだめですか。まあ、その範囲では、今度は貸し付けを緩慢にして貸してやりなさいという、そういう行政的の貸し付けの処置を少しゆるめたというだけの話じゃないですか。どこに違いがありますか。

○佐竹政府委員 それは、実はだいぶ違うわけでございます。と申しますのは、厚生省が非常に近代化、合理化というその政策を確立しまして、しかも、業種をはっきりと定めて、その中でこういう設備をやりたいというははっきりした設備指定をいたすわけでございます。それについて融資をするというわけでございますから、従来はそういうものは何もございせん、ただ個々の業者がばらばらに申し込んで、それに応じて国民金融公庫が通常の、普通の業種、こういうものと一視同仁と申しますか、一切平等無差別で審査をして貸せるものは貸すというところでやっていたわけでございます。今度はつまり厚生省の政策がそこに一つ筋金として入ってくる、そこで、それについては、つまり二百億円というものを用意いたしました。それじゃ、もう、いま先生御指摘の二百億円でおしよるものか、それ以上は一切環境衛生には貸さないのかという点でございます。その点は、実はそれは考えておりません。つまり、特別な施設に対する分としては二百億円というところでございまして、環境衛生関係には特別に指定された設備以外のものもいろいろあるわけでございます。そういうものがやはり融資の申し込みが出てまいりと思っておりますが、そういうものについては従来と同じようにしまして、他の業種と同じ、一切平等という一視同仁の立場でいくことは、従来と同じような公庫の態度で臨んでいくと思っております。ただ、それが現実にとどのくらい融資が出るかは、まあ、やってみませんとはつきりいたしません、少なくとも二百億円プラスアルファという形に相なるかと思っております。

○小林委員 それでは、時間もありませんから厚生大臣にお聞きしますけれども、特定設備資金あるいは一般資金、特定設備資金あるいは運転資金等のそういう認定は厚生省がおやりになるのですか。その厚生省の認定を持つものに対しては、償還期限十年とか七年、五年というふうに差別をつけてお貸しになる、こういうことですか。これは

に違いがありますか。

○佐竹政府委員 それは、実はだいぶ違うわけでございます。と申しますのは、厚生省が非常に近代化、合理化というその政策を確立しまして、しかも、業種をはっきりと定めて、その中でこういう設備をやりたいというははっきりした設備指定をいたすわけでございます。それについて融資をするというわけでございますから、従来はそういうものは何もございせん、ただ個々の業者がばらばらに申し込んで、それに応じて国民金融公庫が通常の、普通の業種、こういうものと一視同仁と申しますか、一切平等無差別で審査をして貸せるものは貸すというところでやっていたわけでございます。今度はつまり厚生省の政策がそこに一つ筋金として入ってくる、そこで、それについては、つまり二百億円というものを用意いたしました。それじゃ、もう、いま先生御指摘の二百億円でおしよるものか、それ以上は一切環境衛生には貸さないのかという点でございます。その点は、実はそれは考えておりません。つまり、特別な施設に対する分としては二百億円というところでございまして、環境衛生関係には特別に指定された設備以外のものもいろいろあるわけでございます。そういうものがやはり融資の申し込みが出てまいりと思っておりますが、そういうものについては従来と同じようにしまして、他の業種と同じ、一切平等という一視同仁の立場でいくことは、従来と同じような公庫の態度で臨んでいくと思っております。ただ、それが現実にとどのくらい融資が出るかは、まあ、やってみませんとはつきりいたしません、少なくとも二百億円プラスアルファという形に相なるかと思っております。

一般の他の貸し付けとは全然ワクが違う、そういう厚生省の証明つきだということですか、この二百億円の金は。

○鈴木国務大臣 私ども環境法によりまして環境衛生営業の行政指導をやっておるわけでありまして、非常に大切な国民生活に密着した仕事である。一面、非常に零細性がある。そこで、これが指導ということば、金融と行政が十分表裏一体の形で進められてはじめて成果が期待できるのであります。そこで、この近代化なり協業化なりにつきまして厚生省が指導をし、また計画等を十分検討指導を加えまして、これを公庫のほうに御推薦を申し上げる、公庫は、厚生省のその行政の方向に沿ったもの、そういうものをよく御参考にされてまして融資を決定していただく、こういうことにしたいと考えておるのであります。

○小林委員 なるほどそういうふうになりますと、これは厚生省と金融機関の統制機関に基づいて二百億円の金を準備しているけれども、あなたの方のほうで、これは特定設備なり、何だかんだという証明つきということになってくれば、厚生省のいろいろな見方によると、この金は百五十億円、二百億円、貸したり貸さなかったり、これはたいへんなことになりますよ。実にかた苦しいことになる。これはたいへんなことだ。これはいよいよかばそい者に対する統制の強化だ。これはおそれること、この運営面にあたっては重大ポイントがあると思いますから、うっかり賛成はできない。

時間がありませんから、同時にいま一つ、あなたがおっしゃる通りに、零細な業者だから、特定のそういうワクを設けて、厚生省がめんどろを見ながら国民金融公庫から金を借りるようにして措置をしていきたいとおっしゃられたけれども、それはどろ細業者がかわいければ、一体利率の点はどうか。八分四厘とは何事だ。私は「政府関係金融機関等主要金利一覽」というのをゆりべ寝ないで見たが、これは開業銀行なんかに至っては、電力会社に対しては幾らで出しているか。年

六分五厘で出している。水力自家発電に対して幾らで出しているか。六分五厘です。外航船も六分五厘、経済援助資金も六分五厘、こういうような大企業はみな六分五厘で金を貸している。輸出入銀行は幾らだ。年利四厘から七厘、実効利率四厘、四分じゃないか。輸出業者がかわいければいいという、これはやはりみな四分で金を貸している。それじゃ一体農林漁業金融公庫の金は幾らかといえ、近代化資金とか、まあ時間がないから簡単に申し上げるけれども、やはり農業構造改善事業推進資金が非補助で三分五厘じゃないか。補助の事業においても六分五厘じゃないか。償還期限が二十年以内、果樹園経営改善資金についても年利五分五厘、畜産経営改善資金についても五分五厘、農地等取得資金に至っては年三分五厘、あと、たいいていみな三分五厘、そういうふう

にこの金利でもって保護をしておきながら、いまま一番不景気のあらしの中に押しまわられて、一般金融機関のルートに乗れないからといって市中金融機関から締め出されて金が借りられないこの零細業者、だからこそ、特別の金融公庫をつくってこういう環境衛生業者のめんどろを見ようというそれほどの熱意をお持ちになっているならば、一体八分四厘とは何事だ。八分四厘の利息とは一体何事ですか。こういうようなことをやられておためごかしのお話をされても、われわれは簡単に了承するわけにはいかぬ。これは大蔵大臣がいかに白を黒と言っているのだ。厚生大臣はだまされている。鈴木先生、あなたはいま少ししっかりがらばって——こういうような零細なサービス業者が八分四厘の金を払って、一体営業が成り立ちますか。だめです。だからこういうことは私は賛成できないのです。もう時間もありません、本会のベルも鳴っておるようでありまして、この問題はひとつあとで書面で回答を寄せていただきたい。

それから、理事を一名増員することになっておるけれども、これなんかも一体だれを予定しているのか。現在公庫の役員は、月報で見ると十名に

なっておるが、これがまた十一名になるのでありますけれども、この十名の理事の出身別、経歴——総裁、副総裁はもちろんでありますが、それを書面でひとつ御提出をいただきたい。あわせて、この一名は一体だれを予定しておるのか、これもひとつ書面で御回答いただきたいと思ひます。

それから次に、この月報の中に載っておりますけれども、特別小口貸し付けなどという制度があるけれども、昭和三十九年度における申し込み件数はわずかに一件、金額は五万円、四十年の四月から二月に至っては一件もなし、回収は二件だけあります。こういうようなものは、私は、単なる言いわけの処置であって、実行力がないと思う。何にも効用がない。こういうものは貸し付け限度を大いにふやすが、さもないれば廃止するか、実情に沿わないものは十分考えてもらわなければならぬ。こういう特別小口貸し付けなどという、いかにも零細業者に特別のめんどろを見るかのごとき看板を掲げておって、四十年で一口も借りるものがないなんていう、これは羊頭を掲げて狗肉を売る、看板だけで国民をつる欺瞞の政策であると云わなければならぬ。欺瞞の政策でなければ、官僚の怠慢です。だれのためにならないようなものをそのまま存続するということは、これは官僚政治の怠慢です。こういうものは即刻改良するか廃止しなければ、私はだめだと思ひます。いかがでございますでしょうか。これも書面でひとつ回答をしていただきたい。

それから、三十九年度の貸し付けの合計金額は一千九百九十七億三千五百万円、四十年度の貸し付け金額の総計は一体幾らになるか、推定でよろしゅうございませうけれども、これもひとつ教えていただいて、同時に、あなた方は四十年年度二千七百八十七億円を貸し付ける予定であると、この金額を非常に大幅に宣伝せられておるけれども、四十年年度に比べて四十一年度予定せられておる二千七百億円という金が一体どれだけ多いのか、この中で環境衛生関係に新しく貸し付けるとい

うワ

クが設けられておるならば、その環境衛生に貸し付ける別ワクの問題を差し引いたら、一体四十年度に比較して一般に対する貸し付けを圧迫するようないかなるものか、私どもはそれを非常におおそれている。ですから、四十年度の貸し付けの総額と、四十一年度の貸し付け推定額と、その中に占めるいわゆる環境衛生関係に関する金額、二百億円から二百億円でよろしゅうございませうけれども、それを区別して、これも時間がありませうので、文書をもって御回答いただきたいと思ひます。

それでは、本鈴が鳴りましたから、最後に、かけ足で申し上げますけれども、融資審査でいやくも国民金融公庫の職員が逮捕をせられておる。「警視庁捜査二課は二月十九日、国民金融公庫元王子支所審査課、現岐阜支所管理課勤務岩部諒、いやくも、三十万円を借りに行ったのを四十万円を借りるように入手続をしてくれと言つて、その四十万円を借りたところに入れた、こういうことはまさに首つりの足を引くばらと同一のことだ。こういう庶民金融の、血も涙も出ないような、疲れ切ったほんとうの低所得の庶民階級が最後の命綱に借りに行く、その借り主をえさにして十万円も金をとるなどというその冷酷さ——これは私は、その人を言っているのじゃないのです。こういうような人を出すこの公庫の姿勢を問題にしているのではありません、私は、こういう庶民大衆の血も涙もしぼり取るような仕組みであるならば、直ちに辞表を出して、みずからの責任をとります。公庫の総裁は責任をとりましたか、副総裁はこの問題に対して責任をとる姿勢をお持ちになりますか。総裁、副総裁は、こういう過去のおそろべき職員の汚職事件に対して、いかなる責任をおとりになりますか。書面をもって御回答いただきたいと思ひます。

時間もありませんから、以上をもって、私の質問を終わります。

○三池委員長 本会議散会後委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後二時六分休憩

午後三時三分開議

○三池委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 先ほど厚生大臣に伺ったところが、厚生大臣は、何をとばけたか知りませんけれども、別な答弁をされました。私の質問をしたことは、喫茶店、カフェー、バー、キャバレー以下十八業種と隣接した類似の業種がある。肉屋とうどん屋、八百屋とうふ屋、肉屋は貸すけれども、うどん屋と八百屋とうふ屋に貸さないのはどういうわけだということを聞いておるんです。厚生大臣が自分の子分と心得ておるのかも知れませんが、農林省関係は八分にするとは何事だということなんです。それは一体、国民金融公庫として區別がつくのか、つかぬのか。法律は區別がつかず、感覚的にどこが違うんだ。同じ食料品をやつて、肉屋と八百屋、うどん屋とどこが一体環境衛生上違ふのか。だから、国民の公衆衛生の立場から言うならば、肉屋に貸して、とうふ屋に貸さない理屈はどこにあるのか、こういうわけなんです。

○館林政府委員 環境衛生関係の営業の中に、先生御指摘のような販売業もございまして、また、とうふのようなものを販売する食品の販売業種もありまして、肉類販売その他、いわゆる環境衛生に関する法律の対象業種に非常に近い、当然特別融資措置を考へるような対象があることは御指摘のとおりであります。ただ、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律は、いまから十年ほど前に国会におかれまして非常に慎重な御審議をいただきまして、その業種の指定も法律の法文の中に個々に明記されておるわけでありまして、その業種を指定する場合にも非常に慎重な衆参両院の御審議があった次第でございまして、これにつきましては、この法律が、御承知のように、議員提案

として提出され、国会としても非常に各党慎重に御配慮をいただきましてこの業種が決定せられた次第でありまして、この法律に特別に指定せられておる業種に対して特別な営業の安定措置を講ずるための特別法が現在できておる次第でもございまして、とりあえず、今回の融資措置は環境衛生営業を対象として取り上げまして、もちろん、将来の融資のワク、運営の次第を考へまして、お尋ねのようなふうにあるいは魚介類等の販売の営業に対しても配慮する必要があるかということとは考へておる次第でございまして。

○横山委員 今回この貸し付けの中に入らない類似の業種は何と何があるか、ずっと言つてください。

○館林政府委員 一般的に食品の販売業は大部分が入りません。ただその中で、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律によりまして指定せられております氷雪販売業、すなわち水類を販売する業種並びに食肉を販売する業種、これが入っております。……(横山委員)入らない業種を並べてくれと聞いておる」と呼ぶ)入っていない業種は、食品類を販売する業種は全部入っております。

○横山委員 逆に聞いておるのだ。この類似の業種で入らない業種は何があるかと聞いておるのだ。あなたは入る業種を言つておるが、入らない業種を立て続けにずっと言つてください。つまり、それが言えぬということでは、てんからそういうことは考へないという立場だったじゃないですか。入らない業種をいへばあなたの記憶の中にあるやつを言つてください。

○館林政府委員 ただいま申し上げましたように、原則的には食品販売業は入つておらないわけにございまして、魚介類にいたしましては、野菜類にいたしましては、くだものにいたしましては、あるいは菓子類にいたしましては、一般的に入っていないわけにございまして。

○横山委員 とにかく政務次官、そういう答弁ですから、つまり、はなから考へに入れておらぬわけです。町で聞かれて、横山さん、肉屋は入るんですが、なぜわしのところは入らぬのですかと聞かれたときに、環境衛生に關係しない業種だ——わしのところだつて保健所から調べられますよと言ひあたりは、これは実に庶民の素朴な質問ですよ。それに対して、道理を分けてわれわれは答へることができないんです。国民金融公庫の窓口だつて同じことと言へると思ふ。隣の肉屋はいいけれども、とうふ屋はだめだと思つて、窓口で言つたときに、その人は納得すると思ひます。か。同じように保健所で調べられて、同じように検査を受けておつて、なぜかぬかというところはあたりまえの質問です。なぜ大蔵省はこの法案をつくるときにそれを検討しなかつたのであるか。環境衛生法があるということを念頭に置く必要がどこにある。庶民、公衆のためのことをやろうというならば、厚生大臣が何と云つてこようが、一般国民金融公庫の窓口で融資をする立場に立つて、あらためて検討するのが当然ではないか。厚生大臣が公庫をつくれ、いかぬ、そんならおれのところの業種だけ入れろ、役員も入れろ、それなら入れようか、そういう取引に使うから窓口で困る、庶民をばかにしている、こう言うのです。大蔵省は何をやつておるのか。

○佐竹政府委員 これは御指摘のように、衛生という観点からいいますと、食品衛生では、先生いまいろいろ御指摘ございましたが、環境衛生の法律で拾われてゐるものはそのごく一部である、しかも拾われてゐないものが多いわけにございまして。菓子の製造業にしても、あん類製造業、アイスクリーム製造業、乳類販売業等、まさに類似接近業務というものは無限にございまして。それだけに、私どもとしては、国民金融公庫の融資にあつて、環境衛生十八業種なるがゆゑに特別な金利のものを出すということではできないという、言つてみれば、逆から言つて、そういうこともございまして。しかし、その中で特に十八業種までを選んで、厚生省では政策的に公共料金との関連もいろいろお考へのようにございまして。公共料金あ

るいは消費者物価に対するいろいろな影響等の考へもあつて、近代化、合理化をはかろうというふうなこともございまして、それについては融資のワクとしては二百億円というものを一応別ワクとして設けておりますけれども、いま申し上げたように、金利条件はとうふ屋さんと肉屋さんとは全く區別しておりません。

○横山委員 期限が違うじゃないですか。どうなんでしょうか。

○佐竹政府委員 この期限の問題も、これはやはりそれぞれケース・バイ・ケースによりまして、現実にその期限がなければ事業の目的を達し得ないというものがあれば、必ずしも環境衛生十八業種に限る必要はない、かように思つております。

○横山委員 これは異なることを承るのですけれども、先ほどのお話とちよつと違ふ。もしそうなら、私も納得します。この融資の対象、貸し付け要領は十八業種に限る必要はない、そうして、私の言うように、うどん屋やとうふ屋や八百屋に同じような条件であるならば五年、七年、十年を適用しても差しつかえないとおっしゃいましたね。間違ひありませんな。

○佐竹政府委員 それは、それぞれの事業の実態に即して公庫において判断する問題、かように考へております。

後の事業対象の実情に應じまして、不公平のないように他の業種についても漸次扱ってまいりたいと思います。

○横山委員 厚生省にだめを押しておきますが、厚生省いまお聞きのとおりですが、厚生省から、自分たちの業種は十八業種だ、二百億円はおれたちの優先取り特権がある、ほかに使ってもらったは困る、こういうことは言わないでしような。

○館林政府委員 環境衛生営業の合理化あるいは近代化、協業化というような改善に對しまして二百億円を充てておけることは間違いございません。

○横山委員 これは政府部内で答弁が違いますな。政務次官、これは困ります。私は、少なくともわれわれ国会議員として、皆さんも同様だと思ふけれども、町へ行くと、肉屋さんが、八百屋さんはわしのところは貸してもらえぬと言つて八百屋がおこつておる。肉屋と八百屋とどう違うか。八百屋がここの近代的になる、うどん屋も設備を近代化しなければ保健所はおこるわけです。何でわしのところが貸してもらえぬのだらうと言われたときに、これは環境衛生の法律があるのだ、それとこれとどう違うか、わしのところも保健所で文句を言われて、この間もえらい目にあつた。こう言うのです。だから、私も、それはごもっともだ、それでは一ぺん国会であなたの立場を主張してみよう、こういう素朴な質疑応答です。これはおそろく政務次官も町へ行かれて答えられませんか。ですから、いま問詰めたところ、銀行局長も国民金融公庫の副総裁も、いざというときには公平な判断をしてみよう、こうおっしゃる。ところが、厚生省はうしろでよいことを言つて、二百億円が一文渡さぬ、ああいう冷たいことを言われてはちよつといけません。どうですか、政務次官。

○藤井(勝)政府委員 お話のとおり、政治というもののある方は、素朴な庶民の気持ちに沿うた実施が行なわれなければならない。いろいろお話を聞いて、私も十分理解している点がありますけれども、実は先ほどからいろいろ話を聞いております。

して、御承知のように、環境衛生関係営業に関しては別ワク二百億円を出す、こういう打ち立てを出しておけることは御案内のとおりでございます。

○横山委員、確かに私は、肉屋と、とうふ屋、うどん屋、八百屋、これをあれこれ考えた場合に、なかなか区別しにくいような実態になっていることもお話のとおりだと思つてございますけれども、やはり行政執行にあたつては、一つの基準といひますか、それに打ち立てを持ちながら仕事をやっていく、その基準が、今度はさしあつて環境衛生関係営業という一つの打ち立てとして別ワク二百億円をやる。先ほど銀行局長がいろいろ説明をいたしましたのは、国民金融公庫としては、全体的に、八百屋であらうとあるいはうどん屋であらうとどうふ屋であらうとやめていくのだ、こういう意味を含めた答弁であるというふうに理解すべきではないだらうか、このように思ふわけでありませう。

○横山委員 このところが勘どころなんだから、わしが答弁を教えましょうか。このところをはつきりしなさいよ。厚生省が二百億円先取り特権がある。それは局長だったら、言わなければ、あとで厚生大臣にしかれるから言うでしよう。銀行局長もまた副総裁も、それは公平にやらなければいかぬと言つておる。あなたも公平論賛成だ。どうしたらいいか。わかつたはずじゃないですか。二百億円は厚生省に渡す、あとはあとで考える、そう言へば、あなたは話が済むのじゃないですか。どうですか。

○藤井(勝)政府委員 先ほどもお答えをいたしましたように、二百億円別ワクで環境衛生関係事業に融資する。これでありませうから、そうすると結局、いままではこれがなかつたわけですから、よかつたわけですから。だから、国民金融公庫全体としては、おっしゃる線に沿つて今後実施するということ、百歩の前進である、こういうふうには理解していただきたいと思つたのです。

○横山委員 わかつたかね、諸君。ぼくはわからぬ、ぼくは頭が悪いのですから。ぼくの言つたとおりですか。ぼくの言つたとおりなら、とおりでいいというのだ。厚生省は二百億円先取り特権がある。それを取ろうとはぼくもあまり思わない。だから、それはそれでやむを得ぬけれども、銀行局長も副総裁も公平論でやらなければいかぬ。うどん屋と肉屋と何で違うかというところはようわかつた、こういうのですが、わかつたら、わかつたように窓口は実行されるのでしやうね。それで、ぼくの言うとおりのことなら、そのとおりだと言へばいい。

○藤井(勝)政府委員 窓口の具体的な問題でございませうから、直接窓口の責任者も見えておりますから、お答えをいたさせます。

○吉田説明員 その点につきましては、私もどもどもいたしましては、厚生省関係のいわゆる環境衛生種に對する二百億円というのは、ぜひ実行いたしたいと考えております。同時に、それにふさわしいような御協力を得られることを考えております。そういう意味で、環境衛生には入っていないが、同時に、公衆衛生というふうな立場からいって、ほぼそれに準ずるものというの、環境衛生関係の特定施設に融資していく間におのずとはつきりしてまいると存じます。したがつて、そういうものについては、公平に資金が行き渡るように努力いたしたいと思つております。それで、こういうところで申し上げるのはどうかと思ひますが、万が一それで資金が足りないようなときには、政府にお願いして増額をしていただくつもりでございます。

○横山委員 政務次官、お聞きになりましたね。副総裁の発言は御了承ですね。どうですか。

○藤井(勝)政府委員 ただいま副総裁からお話がございましたように、今後必要な貸し付け規模の拡大については、大蔵省の立場においても、財政の許す限り、極力ひとつ御期待に沿いたい、こういうふうには思ひます。

○横山委員 次へ進みましょう。

次は監事です。法律は「監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は大蔵

大臣に意見を提出することができ。」こととなつておる。これについては、行政管理局の勧告があつて、かなりシビアな監事の任務をうたつておる。ところが、この法律案を見ますと、ただ「総裁又は大蔵大臣に意見を提出することができ。」だけになっておる。行政管理局の勧告の内容をこれはいれておるのですか、いれておらぬのですか。つまり、管理局の監事制度に對する要望は、少なくとも、監事は、総裁以下すべての業務に對して、やや客観的、第三者的態度に立つて大蔵大臣とかなり直結するくらいの気持ちを持つておるわけですね。法律案は必ずしもそうではない。この法律案に基づく監事は、一体どういう権限とどういふ地位、どういふ給料をもらふのですか。

○佐竹政府委員 この監事の職務権限でございませうが、国民金融公庫法第十二条によりまして、「監事は、公庫の業務を監督する。」といふことに規定されております。そこで、監事は、公庫業務の適正かつ能率的な運営というものと、会計経理の適正化ということに資するため、公庫業務の全般にわたつて常時監査を行なつておるわけでございます。これに對しまして、今回御審議をお願いしておりますところの改正案は、これまで御指摘のように、先般の行政管理局の勧告というものが、先般、当委員会において御審議いただきました日本開発銀行法一部改正法案におきましても実は同様の規定がございまして、あれまた同じような趣旨に基づくものでございまして、その開発銀行法の一部改正法案における法文と全く今回も実は同文でございませう。

○横山委員 そんなことを聞いているんじゃないよ。勧告とどういふ関係を持つておるのか。勧告を受け入れていないのかどうかということ。○佐竹政府委員 勧告に基づきまして法律改正をお願いしておりますわけでございます。

○横山委員 いま公庫法を探しておるのですが、

公庫法の何条で……。

○佐竹政府委員 第十二条です。

○横山委員「監事は、公庫の業務を監査する。」
だけじゃないですか。どこにそんなことが書いて
あるのです。

○佐竹政府委員　先ほどお答えいたしましたように、国民金融公庫法第十二条の第四項でございますね。「監事は、公庫の業務を監査する。」これが現行法の規定でございます。その現行法の規定の趣旨を先ほど私が補足説明いたしましたわけでございます。

○横山委員 勅告では「主務大臣は監事に對し、公社等監督上特に必要があると認める事項について監査し、およびその結果を報告すべきことを命ずることができること。」となつて、また、監事は、主務大臣に直接意見を提出することができるとなつてゐるんですね。つまり、このことは、私が言うように、監事の仕事を格上げをして、そう

して、大蔵大臣なり主務大臣に直結させる、それによって監査権限を強くするという意味がある。ところが、現行法はそういう意味があまりないです。そこはどうだと言っているのです。

○佐竹政府委員　その点はまさに御指摘のとおりでありますので、そこで今回の改正法案を御審議いただいております、こう申ししておりますわけでございますが、ただ、今回の案では、御承知のように、これは「総裁又は大蔵大臣に意見を提出することが」ができる。「こういうことに改めたい」ということを申し上げておるわけであります。それは例の管理庁の勧告に基づいて出てきておる、かように申し上げておるわけであります。

○横山委員 これは勧告と現行法との中間的な地位だ。それならば、この改正案について意見を申したいのだけれども、この改正案によると、一体、監事は、総裁に言うことなく、総裁に報告することなく、大蔵大臣に直接に意見を提出してもいいわけですね。

○佐竹政府委員 差しつかえございません。

○横山委員 大蔵大臣は、総裁に言わなくとも、

直接に監事に対して意見を求めてもいいわけですね。

○佐竹政府委員 大蔵大臣が直接監事に求めるということは規定しておらないわけでございます。

○横山委員 それはどこでそういうことが言える。なぜいけない。あなたは、勧告によってやっているというの、これは勧告の中に書いてある。

法の中には書いてないけれども、改正案にはないけれども、なぜそれがいかにぬのか。

○佐竹政府委員　その点は、国民金融公庫法第十八条をごらんいただきますと、ここに監督の規定がございます。これの第二項に「大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができ。」という規定がございます。これはやはり公庫の最高責任者である公庫総裁に対して大蔵大臣が命令もしくは指示をするということとであります。

○横山委員　矛盾があるじゃないですか。監事は総裁に黙って大蔵大臣に意見を提出することができ、大蔵大臣は総裁に黙って監事の報告を求めることができない。そんなばかなことがありませんか。

○佐竹政府委員　やはり公庫という組織体に対して大蔵大臣が監督をしておるわけでございます。その監督をするパイプとしては、やはり公庫総裁に対して命令をする、あるいは指示するということがあるわけでございますから、先生のおっしゃるように、あまり大蔵大臣が、直接、たとえば監事に対して命令をする、あるいは指示するということとは、この組織として見ますと、それはやはり正規のルートを通じる。ただ、一方、監事というものは、これはもう場合によっては総裁を飛び越えて大蔵大臣に直接意見を出すことができる、その意味では、監事の地位を高める、こういうことでございますから、終局的には先生のおっしゃることが実現されるのじゃないかと思ひます。

○横山委員 いや、いけません、そんなばかな、

佐竹さんともあろう人が。監事は総裁を飛び越えていける、監督権限を持っている大臣は総裁を飛び越えて監事に話せない、そんなばかなことがあえるのか。まだこっちが飛び越えてこれるというのが優先するなら話はわかりますよ。こっちは下からまんな中を飛び越えていけるけれども、上からはまんな中を飛び越えてこれない、これはあなたおかしいですよ。自分で腹の中ではおかしいと思ってるけれども、ここは押し切らなければいかぬと思ってるのじゃないですか。

○佐竹政府委員　これはどういふ場合に起こるかというところでございますが、先生のおっしゃるお話を考えますと、たとえば、大蔵大臣が公庫の監査報告等にあきたらない場合がかりにあったとして、あるいは特定事項について、直接監事をしてこういうことを調べさせたい場合がかりにあったといったします。その場合に、じゃ一体、監事に直接言わなければさういふことができないのかということになりますれば、これは、大蔵大臣としては当然総裁に対して命令なり指示なりを下せばいいわけでありますから、決して大蔵大臣の権限行為がそれによって不完全になるという心配はないんじゃないかと思ひます。

○横山委員　納得できません。法規課長を至急呼んでください。次に移ります。

副総裁に伺いますけれども、公団、公庫の職員の退職年金がまだ実現がされない。話はあるけれども、実現できない。いま厚生年金が施行されておるのですけれども、現在、政府職員の退職金がここでも話題になり、あるいは退職引き当て金が話題になって、最高裁の裁判官の退職金も六・五倍に引き上げられました。少なくとも公庫職員というものは、純然たる民間でなければ、国家公務員との関係、つり合いから考えて、共済組合方式による退職年金制度をつくるべきではないかと思うのですが、この点はどう思いますか。

○吉田説明員　御質問の点につきましては、私も全く同感でございますして、普通の退職金につきましては、これは従来もございまして、公務員に

準じた退職金、公務員よりややいいかと存じます
が、ほぼ準じた退職金が支払われます。さらに、

退職年金制度につきましては、当初われわれも共済組合制度をとることを研究してまいりました。しかし、過去のいろいろな例と申しますか、簡単に申しますと、国民金融公庫は前に国家公務員として扱われておりまして、共済組合に入っておたのでございますが、途中で国家公務員ではなくなつて、公庫という特別な機関の職員ということ

になりまして、国家公務員からはずれると同時に、共済組合からもはずれる、同時に、給与等については、国家公務員よりやや上回ったベースに押しつけるというふうなことになる歴史もございいます。そういったことから、共済組合として設立することについては、従来いろいろ研究してまいりましたが、どうもそういう過去の経緯からいって不適當であるということで、今回の調整年金制度、これはむしろ民間が主であるかと存じます。

すが、これですべて退職年金制度をつくりたいというところで、これも私どもだけじゃございませんで、七つの金融公庫と一緒にやりまして退職年金制度をつくるべく目下検討を進めております。調
整年金の制度によって実施したいということ

で、目下準備しておりますが、その実施がまだ行なわれてないということが一つ、また同時に、民間の金融機関等とのバランスも考える必要がありますので、そういったものとのバランスも考えながら、できれば年度内に実施し得るように研究を進めておる次第でございます。

○横山委員　よくわからぬが、事務当局でもいいのですが、副総裁の言う調整年金というのはどう

か……。いうのですか。ぼくはよくわからぬが、どなたか……。

○吉田説明員 厚生年金に上乗せをする年金を厚生年金の分と一緒にして調整年金ということに……。

○横山委員 よくわかりませんが、ぼくは感覚的

に言へば、これは農林関係の共済制度による共済組合の關係としか理解できないのですが、まあ、

その内容は、時間の関係上おくといたしまして、これは公庫、公団は入らないのですか。

○吉田説明員 いま入っておりません。

○横山委員 この財政収支その他がどうなるかわかりませんが、政府側としても、すみやかにこの退職年金制度を執行するように御協力を願いたいと思いますが、どうですか。

○佐竹政府委員 その点、実は前から問題でございまして、私もいろいろ考えさせられておるわけでございますが、これは実は先生御承知のように、共済組合制度をだんだん拡大してまいりますことについていろいろ問題がございまして、現在大蔵省の中でもいろいろ検討はされておりますけれども、なかなか問題が多いために簡単に進まないというのが、実は現状でございます。それで、そういうことであれば、それを待っておれないということから、先ほど副総裁からも御説明いたしましたように、つまり、全く民間企業と同じ企業年金制度を取り入れて、それを厚生年金の例の調整年金——これは先生、先刻御承知の制度であります。この調整年金制度はまだ満足いたしません。あの調整年金制度に乗せるという方向で実はいま話を進めておるわけであります。これが実現すれば、これはまさに所期の目的は達し得るというふうに考えております。

○横山委員 共済退職年金にもいろいろありますが、何でもできればよいということではないんです。政府側としてもよほど好意ある立場でないといけません。あなたのところの銀行局というのは大きな世帯で、都市銀行からずっと管轄しておられるから、どうも国民金融公庫のような零細なものでは二の次、三の次、それには公庫もあるのだから、七つの中ではおれの所管でないものもあるのだから、まあまあおれが責任を負わなくてもよいだろうとは思っていらつしやらないと思ひますが、こういう鳴かぬホタルが身を焦がしているところへ佐竹さんがびしゃつと筋金を入れてくだされば、ほんとうにありがたいと思う人が一ぱいおるのです。たぐさんの金融機関の問題の

仕事があるでしょうけれども、ひとつこの際、公庫関係の職員の退職年金制度に全力をふるってもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○佐竹政府委員 非常におつしやること、よくわかります。私も全力を尽くしたいと思ひますが、財政面の問題もございまして、できるだけベストを尽くしたいと思ひます。

○横山委員 時間の関係上、こまかいことを幾つも申しますから、総括的に副総裁から答え願ひたい。私の感想です。

一つは、この国民金融公庫が約二千三百億円ぐらゐの金を動かしておるのに、資本金が非常に少ない。ここ数年来出資の増加が政府から少しもない。あなたのはもう、しかたがないわと思ひているのではなからうか。今度利子補給はあるけれども、こういう形はよくない、これが私の第一の意見であります。

それから、第二番目の意見は、前の銀行局長が約束したことなのですけれども、労働金庫の代理貸しを三年のうちに全部認めるといふことになっておつたにかかわらず——本店、支店全部、これはもう四年ばかり前の約束です。ところが、実行しないうちにかわつてしまつた。佐竹さんはこの引き継ぎを受けておるかどうかわかりませんが、これも、あれは理事会においてのかたい約束です。三年のうちに、三分の一、三分の一、三分の一というようにやるという約束だつた。それが行なわれていないのは遺憾千万である。

それからその次、この資本金の金が相当ふえてきておるにもかかわらず、支所の増加がわりあいに少ない。これは銀行局が銀行の支店についてわりあいにシビアな態度をとつておるといふことと相並行するかもしれないけれども、国民金融公庫の支所の設置というものが年々非常に緩慢である。これはよくない。

それから、私の持っているのは十月末現在ですが、国民金融公庫が担保をまだ取るのは一体どういうわけか、私にはわからない。十月号の七一

ギによりまして、担保つきのやつが四・三%ある。なぜ国民金融公庫は担保を取るのか。それから、信用保証協会の保証を取るということが前にあつた。いまはどうだか知りませんが、担保を取つたり、信用保証協会の保証を取るというのは何事であるかと私は考える。これはどういふいきさつがあるのか知りませんが、それにしても、補完金融として金融機関が貸さないところを国民金融公庫なら貸すといふて行く者に、何で信用保証協会からの保証をしなればならぬのか。信用保証協会が保証したものに貸せるのならば、国民金融公庫だつて当然貸せるはずである。

それから、その次の意見は、何月号でしたか見ましたら、利益金が十億円あると書いてある。ちよつといふ時間の関係でどこについておるかわかりませんが、利益金が十億円ある。ちよつと私は意外に感じた。利益が出ていかぬと言ひはしないけれども、国民金融公庫はバランスがとれておればよいのであつて、そんなにうける必要はない。なぜかういふことになるのか。予算の関係があるにしても、利益金十億円ということについての感覚が私にはよくわからない。

それから、これは先ほど大臣に言うたのでありますが、総裁、副総裁として、ひとつ部内からの登用といふことを考えてもらわなければいかぬ。厚生省なり——厚生省というところ、えらく悪いのですけれども、よそから、政府から押しつけられたといふことで仕事をもらう、金をもらふといふことで部内の登用の道を頭からふさいでしまふことは、公庫のためによろしくない。こはやはり総裁、副総裁として部内登用を優先に考えるべきである。有能ないい人がないというなら別だけれども、あるはずだから。また、ポストにつけば、人間は能力を発揮できるのだから、そういう気持ちで十分を考えてもらわなければいかぬ。そういう点について、一つ一つお答えになる必要はないのですが、概括的に御意見を伺ひたい。

○吉田説明員 ただいま御質問のありましたうち、まず資本金でございしますが、資本金はこの十

年間二百億円のままで据え置かれております。私もといひましたし、資本金をふやしていただきたいという要望は常に續けてまいつてきております。昨年度においても二十億円の増資というところが一応予算には認められたわけですが、法律が通らないといふことでさやみになつてしまひました。しかし、本年も、ことに金利を引き下げてまいりたいという状況のもとにおいては、出資をできるだけ多くしていただきたいといふことの要望を續けておりましたので、本年は財政上どうしてもしようがないといふことで一種の補助金をいただくことで本年度予算は終りました。今後とも増資の要求は續けてまいり方針であります。

次に、労働金庫の代理店でございますが、昭和三十五年に労働金庫五十三店舗に代理所として指定したしてきております。しかし、その後の実績を見ますと、必ずしも活用されてない。中には実績がゼロのもの、あるいは二、三件のものといふようなことで、あまり代理所として十分な活躍をしていただけないところが比較的多いものです。現在までそのまゝになつておるといふような事情でございします。

それから、支所につきましては、これは数は多ければ多いとはいへませんが、何分にも新しい店をつくるのには相当の経費を要しますし、そしてまた、私どもの仕事は非常に零細でございますから、そういうような点からいけば、ある意味では、地方によつては代理店をやつていただくといふことにいたしてあります。しかし、それでも従来毎年数カ所ずつふやすにはふやしてまいつてきております。

それから担保の点でございしますが、担保につきましては漸次緩和の努力を續けております。つい昨年までは百万円以上のものについては物的担保を徴することにいたしてありましたが、本年からは、特に必要な場合があれば、金額のいかにかわらず物的担保は徴しないといふことで進めてきております。また、保証協会の問題につきましては、私ども

としては比較的消極的な立場をとっております。ということとは、保証協会の保証をぜひ取って欲しいというようなことはさせない、しかし、申し込み人が、適当な保証人はいないけれども保証協会の保証がありますからというような場合には、ほかに保証人を立てていただくか……。(横山委員「暗に示唆するからだ」と呼ぶ)災害復旧なんかで急を要する場合には、その地方として一体的に保証協会の保証をするというようなこともございますが、そういう意味で、数字的に申し上げますと、件数は全体の〇・七〇程度が保証協会の保証になっておるといふ程度でございます。

次に、利益金の問題であります。利益と書いたのが適当であるかどうか疑問なのであります。というのには、いわゆる裸利益、償却前利益というような意味で十億円程度が見込まれるということでございます。不動産の減価償却に二、三億円かかりました。さらに、貸し倒れ準備金というような性質の、私どもでは滞り償却金と申しておりますが、償却勘定に立てますので、決算といましては利益金がゼロという形にここ数年なっております。

それから最後に、部内の登用の問題につきましては、今後ともできるだけ努力してまいりたい、また、従来も漸次努力してまいったところであろいかと思っております。

○横山委員 この保証協会はやめてください。あなたは消極的だというなら、ここでははっきり言ってください。保証協会なら緊急に災害等の保証の手続がとれる、国民金融公庫ではそういう緊急なときに審査ができないというばかなことがあります。国民金融公庫が、そういう災害の場合においても保証協会でやれることなら、うちでもやる。電光石火のごとくできてしかるべきじゃないですか。保証協会ならなぜできる、国民金融公庫ならなぜできない、そんなばかなことはない。やめてください。

○吉田説明員 お気持ちは私もよくわかりますし、極力なしで済ませるように努力したいと

思っておりますが、いわば地方的に一括して保証協会に措置して下さるというようなときには、むしろそのほうがこちらとしてはほとんど調べる必要がなく、迅速に多数のものを解決するというようなときにはそういうものを活用するという意味でございます。保証協会の保証を持てなければ貸さぬというような気持ちは全然持たせないようにいたしております。

○横山委員 最後に、私の意見を聞いていただきたのですが、先ほど小林委員も言いましたけれども、今度の環境衛生のこの新しい、銀行局長に言わせれば、一つのところが入った、いままでの国民金融公庫の性格とちょっとニュアンスの違つて入った、これは私は銀行局長の言うとおりだと思つております。それが一つの理由、それからもう一つは、いまの国民金融公庫が庶民の中で占めている地位というものは、必ずしも銀行が貸してくれぬから国民金融公庫へ行くという層はわりあい少なくない。国民金融公庫の持つておる層というものは一定してきておる。金を借りるなら国民金融公庫へ行くという恒常的に借りておる層が出てきておる。もはや、これは補充金融ではないと私は見ている。つまり、相互銀行や信用組合や信用金庫へ行く組と、国民金融公庫へ行く組とは少し安定してきておると思つております。国民金融公庫はあまりPRしないのですから——PRしないということは、補充金融でございますからといって、遠慮をしておる。もしもPRをしたとするならば、もっとわんさと国民金融公庫に集まってくる。現に支所をつくれれば、そこは資金があれば必ず仕事ができる。仕事がなく国民金融公庫は困るということとは絶対ない、そういうふうに安定してきたと思つております。

したがって、以上の理由から言いますと、本来、この法律案の一番最初に国民金融公庫法の第一条の改正案がなくてはならぬと思つております。公庫法は「庶民金融庫及び恩給金融庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、」と

あつて、もう現に違つておる。この公庫法を改正しなければだめだ。改正は、補充金融の立場から、もっと私の希望を言えば、指導金融です。中小企業金融機関の中に位を占めて、そして、金融とは政府のやつておる金融を見習え、こういう指導金融が私は一番理想だと思つておる。すけれども、そこまではないにしても、少なくともモデル金融とも申しますが、そういう立場にもはや現に來ておるのだから、ここで百尺竿頭一歩を進めて、この公庫法の第一条の改正をして、公庫をあらためて見直すべき時期にある、こう思つております。まず佐竹さんから言わぬといひ知恵が出てこない、佐竹さんから御意見を伺いたければ、私の質問は終わるわけでありまして。

○佐竹政府委員 確かに横山先生の御指摘のような傾向がだんだん出てきておることは事実かと思つております。しかし、さばつていって、はたしてそれがいいのかどうか、実は私どもは常に国民金融公庫法第一条の目的に立ち戻らなければならぬ、これは開業銀行の場合でも同じことなんです。常にそういう反省をいたしております。ですから、金利さえ安ければ、借りなければ損だということになるのは人情でありますから、それでは安い金利をどんどん出していけば無限に來ると思つております。しかし、そういうことではたしていいのかという問題はございます。これはむしろ中小金融全般の問題として、これは民間金融機関から政府関係一切のものを含めまして、あるいは信用補充制度も全部含めて、現在の制度並びに運営における不備、欠陥、こういうものをいろいろ分析をしまして、その間にいろいろ改善しなければならぬことが多々あるかと思つております。こういう問題につきましては、実は金融制度調査会におきまして十分御審議をいただきながら、十分腹を据えて検討してまいりたい、その際、先生御指摘の点も十分頭に置きまして研究したいと思つております。

○横山委員 あなたみたいな大男が腰を据えたら

ちつとも立ち上がりやせぬ。これはよくあなたに皮肉を言つて恐縮ですけれども、国民金融公庫や小さい中小企業金融機関のことは、どうもあなたの頭の中にはないような気がしてしょうがない。そうして、諸君御存じの大きな銀行がいま内紛を起こしておる、そつちのほうにばかり頭が行つておるのじゃないか。そんなことはないけれども、まあ、政務次官なら私の要望に沿つた御答弁をいただけると思つておりますから、ひとつ政務次官にいい御答弁をお願いいたします。

○藤井(勝)政府委員 戦後、政府が中小企業、零細企業を含めた金融機関として国民金融公庫の残した足跡は高く評価されていまして私は思つております。ところが、御案内のように、最近日本の産業構造が大きく変化し、いわゆる構造改革を要求されておる時代です。まさに、もう一回足元の当時に立ち返つて、国民金融公庫のあり方を他の金融機関との均衡の上に立つて検討すべき時期が來ておる、お話のとおりだと思つております。ひとつ、十二分に意のあるところをくまひしていただきまして、生きものである経済を相手の金融機関でありまして、生かす、慎重ではあつても、積極的に、迅速にひとつ処置したい、このように考えております。

○横山委員 政務次官のポリシーを信頼いたしまして、先ほど法規課長においでを願ひましたから伺いますが、今度の公庫法の改正が「監事は、監査の結果に基づき、必要があるとき認めるときは、總裁又は大蔵大臣に意見を提出することができ。」この改正は、佐竹さんの言うところによれば、監事は總裁に黙つても意見を大蔵大臣に直結することができ、こういうふうな解釈をした。そこで私は、じゃ、大蔵大臣は監事に直接報告を求めることができると言つたら、それはだめだ、こういうわけですね。そんなおかしなことがあるか。ここは閣所を飛び越えて直接言つてもいい。監督権限を持つておる大臣は、總裁を通じてなければ監事に報告を直接求めることができないというのとは矛盾をはなだしい。そこであなた

の登場になったわけですが。

○赤羽説明員 お尋ねでございしますが、この問題、実は主計局よりお答え申し上げていいものかどうか、ちょっと疑問があるわけでございますけれども、私の私見でございますが……

○横山委員 私見では困るね。打ち合わせするなら打ち合わせをして下さい。それで終わりますから。

○赤羽説明員 それでは、ちょっと打ち合わせいたします。——ただいま御質問の点でございますが、行政管理庁におきまして、監事から大蔵大臣に対して直接報告をする、同時に、大蔵大臣も直接監事から報告をするようにしろ、かような勅告が昭和三十七年でございましたか、出ておるわけでございます。それにつきまして、当時からいろいろ検討しておるのでございすけれども、結局、これは監事と申しますか、一般論といたしまして、監査役、これの機能、地位、そういったものが全般的な問題になるわけでございます。御承知のとおり、監事、監査役というのは、内部牽制の組織といたしまして、いろいろ選任でございすとか、あるいは、ある一定の場合におきましてこの代表権につきまして非常に特殊な地位を与えられておることは御存じのとおりかと存じます。監事というものはこうあるべきであって、必ずこういう規定を置かなければならないという点につきましては、いろいろ問題点があるわけでございます。今回とりあえず、この監事のほうから大蔵大臣に報告を出してもいい、こういうような規定を置いておるわけでございますけれども、これをさらに大蔵大臣のほうから直接やるのだというような規定を置くか置かないかということにつきましては、今後いろいろ検討を要しなければならぬ事項かと存じます。現在、御承知のとおり、国民金融公庫等につきましては、大蔵大臣の一般的監督規定と申しますか、さらに強い規定があるわけでございます。立ち入り調査の権限でございますか、調査を徹する権限でございますか、そういう規定があるわけでございます。

第一類第五号 大蔵委員會議録第二十九号 昭和四十一年四月一日

この規定の運用におきまして、公庫全般に対して——監事それ自体を、特にその地位を高めるというような問題ではなくて、公庫全体に対する監督規定としてはこれで十分ではないか、かように考えておるわけでございます。その場合、たとえば、大蔵大臣が公庫に対してこれこれの命令をすることができるといふような規定が一般的規定としてはあるわけでございますけれども、そういった場合におきましては、公庫に対する代表権、理事長なら理事長、これを通じて行なうというふうなことになるかと、監事の権限を非常に強化して、地位を中立的なものに持つていくというふうな考え方からいたしますと、さようなことをやっておつては監督にならぬのではないかと、内部牽制として認められた監事、監査役の地位と、いままで申し上げましたような点をどういうふうに調整していくかというところは非常に大きな問題を含んでおるものでございすから、その点まで全部踏み切れないで現行の制度のような規定を置いておるわけでございます。

○横山委員 まあ、説明としては、監事は国民金融公庫総裁を飛び越して大蔵大臣に行けるけれども、大蔵大臣は総裁を通じなければ法律上監事に接触できない、そういう佐竹さんの説明を裏書きしたというのがあなたの説明です。私はそれに納得はできない。ですから、意見だけ申し上げておきますけれども、総裁は監事を任命できるのではありません。任命できる指揮命令系統の下の人間です。下の人間が上の命令権者に黙って上へ、つまり、主管大臣に御注進をやってもよろしいということならば、その地位保全というものが何らかははかれなければいけません。おやじを裏切つて御注進をやるのですから、それだけ給料をよくするとか、あるいは大蔵大臣の保護規定といふんですか、こういうものがなくてはおかし。それから、御注進を監事がやったときに、大蔵大臣が来るのですから、だから呼びつけて、それはおまえの書いたのはどういふことなんだとい

うことを聞くのは当然ですね。向こうから言ってくるのはよろしいけれども、聞くのはいかぬといふばかたは、常識上おかしい。ただ、あなたが言うように、そうすると、公庫、公団すべてに対して影響があるから、事は重大であるから慎重に検討したいというのならそれでもよろしいが、それなら、どうしていまこの改正でこういう矛盾を大きくするようなことをするのか。もしも国民金融公庫の監事で硬骨漢がおつて、総裁に黙つて、公庫内の総裁、副総裁、理事の汚職なりいろいろな問題について御注進をやる決意があつて、大蔵大臣に御注進をやるおけるその監事の心境なり監事の立場ということを考えますと、これはきわめて矛盾した法律改正案である。こういうことではこれはだめだ。一步を進めたためにかえつて問題を起すようなことになる、私はこう考える。もし監事がやるならば、総裁にまず意見具申をする。意見具申をしたならば、総裁はそれを大蔵大臣に報告しなければならぬ義務を与える、それならばいいけれども、今度の改正案は、問題を、矛盾を大きくするばかり、新しい矛盾を生むだけであつて意味がない。これが意見です。

○三池委員長 本案に対して、金子一平君外三十八名より、三党共同提案にかかる修正案が提出されております。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案
国民金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

○三池委員長 この際、提出者の趣旨説明を求め

ます。金子一平君。
○金子(一)委員 ただいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、修正の趣旨を御説明いたします。

案文の朗読は、便宜省略させていただきます。御承知のように、政府原案では、この法律は、「昭和四十一年四月一日から施行する。」ことになっておりますが、これを「公布の日から施行する。」ことに改めようとするものであります。施行期日をこのように改めましたのは、国会の審議とにらみ合わせて必要と認めただからであります。

何とぞ、御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○三池委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。
これにて本案及び修正案に対する質疑は終了いたしました。

○三池委員長 これより討論に入るのであります。が、本案及び修正案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。まず、金子一平君外三十八名提出の修正案について、採決いたします。

本修正案を可決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と答へる者あり

○三池委員長 御異議なしと認めます。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について、採決いたします。

これを可決するに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と答へる者あり

○三池委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は修正議決いたしました。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員長 この際、参考人出席要求に関する件について、おはかりいたします。

金融及び証券取引に関する件について、来たる十三日、日本銀行総裁宇佐美洵君に参考人として委員会に出席を求め、意見を聴取することとしたし、その手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、堀昌雄君より資料要求の発言を求められておりますので、これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 一昨年来、証券市場の不況に際しまして、日本銀行が本来の業務のあり方としての貸し出し以外の方法をもって、あるいは、通常の業務でありますけれども、ふだん行なっていないやり方等によって貸し出しをいたしましたその貸し出しの日時、金額、相手先、主として証券保有組合及び日本共同証券に対する資金の供給につきまして、当委員会に資料として日本銀行から提出をしてもらいたいと思ひますので、よろしくお願いをいたします。

○三池委員長 次会は、来たる十二日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十二分散会